

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成17年3月18日(金)

社会・援護局障害保健福祉部

精神保健福祉課

目 次

頁

1	良質かつ適切な精神医療等の効率的な提供について	
(1)	精神科救急システムの整備について	1
(2)	精神医療審査会の適切な運営について	1
(3)	精神病院に対する指導監督等について	1
2	精神障害者社会復帰施設について	
(1)	精神障害者社会復帰施設の整備について	2
(2)	精神障害者社会復帰施設に対する指導監査等の徹底について	3
3	精神障害者居宅生活支援事業の実施について	3
4	精神障害者退院促進支援事業の実施について	5
5	心の健康づくり対策について	
(1)	うつ病・自殺防止対策の推進について	5
(2)	PTSD（外傷後ストレス障害）対策の推進について	6
(3)	児童思春期の心の健康づくり対策の推進について	7
(4)	「こころのバリアフリー宣言」について	7
6	その他	
(1)	精神保健指定医新規申請書類について	9
(2)	精神保健研究所の研修予定について	9

1 良質かつ適切な精神医療等の効率的な提供について

(1) 精神科救急システムの整備について

精神科救急医療システムの整備については、各都道府県・指定都市が実状に応じて、精神障害者の緊急時における適切な医療及び保護の機会を確保するための体制整備を行う事業として、精神科救急医療システムの運営に関する国庫補助事業を実施してきたところであり、この間、精神保健福祉法に基づく移送を適正・円滑に実施するための精神科救急情報センターや、在宅の精神障害者の症状の悪化に対して早期に適切な医療を提供するための精神科初期救急医療システムを整備するなど、同事業の充実に努めてきたところである。さらに、一般救急と同様にセンター機能を持つ中核的な救急医療施設を地域ごとに整備していく必要があると考えており、平成17年度予算案では、これまでの輪番制病院や医療相談窓口などの精神科救急医療体制の整備に加え、「精神科救急医療センター」を整備するための予算を新たに盛り込んだところである。

精神科救急医療システムの充実・強化は、「入院医療中心から地域生活中心へ」という精神保健福祉施策の基本的な施策を推し進め、精神障害者が安心して地域で生活するためにも必要不可欠であると考えており、着実な精神科救急医療体制の整備の推進をお願いしたい。

(2) 精神医療審査会の適切な運営について

精神医療審査会は在院患者の人権確保の観点から極めて重要な役割を果たすものであるが、退院請求・処遇改善請求等の処理に要する平均的な日数が1ヶ月を超える都道府県等があるなど、不適正な状況が見受けられる。

都道府県等におかれては、平成12年3月28日障第209号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「精神保健及び精神障害福祉に関する法律第12条に規定する精神医療審査会について」に基づき、精神医療審査会の適正な運営を図るよう徹底されたい。

(3) 精神病院に対する指導監督等について

精神保健福祉施策の推進については、かねてより人権に配慮した適切な医療・保護の確保に努めていただいているところであるが、厚生労働省としても、近年の精神病院における人権侵害事案の発生等にかんがみ、より適正な入院患者の医療・保護の確保を図るため、都道府県知事・指定都市市長が精神病院に対して実施した実地指導等を検証する「精神病院実地検証」を実施している。

精神病院を実地検証した結果、一部の精神病院において、不当な身体拘束や開放処遇の制限などの指導が徹底されていない事例が未だに見られるとともに、係

る不当な身体拘束等の重要事項について指導が徹底されていない事例がある。

また、不適切な定期病状報告の事例も認められている。

精神病院入院者の適切な処遇の確保等については、精神病院に対する実地指導後の措置として、平成11年の精神保健福祉法改正により、改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命ずることができ、これらの命令に従わない場合には入院医療の提供の全部又は一部の制限ができることとされたことにより、都道府県知事等の権限が強化されており、各都道府県・指定都市においては、適正かつ効果的な指導監督に努められたい。

なお、貴管内医療機関に対し実地指導を実施する際には、精神保健福祉法及び関係通知（平成10年3月3日障第113号・健政発第232号・医薬発第176号・社援第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、健康政策局長、社会・援護局長通知「精神病院の指導監督等の徹底について」等）の趣旨を踏まえ、一層の指導強化を図るようお願いしたい。

2 精神障害者社会復帰施設について

(1) 精神障害者社会復帰施設の整備について

平成17年度精神障害者社会復帰施設に係る整備は、障害者施策の制度改革で予定している新たな障害福祉サービス事業体系等に基づき、次の点に該当する整備であって、かつ、真に緊急性・必要性の高い施設の整備を優先的に行うものとしているのでご了解願いたい。各都道府県・指定都市におかれては、精神障害者社会復帰施設の計画的な整備の推進をお願いしたい。

- ① 平成18年10月より予定している新たな障害者サービスの事業体系への転換等を見据えた整備内容であること。
- ② 都道府県等の障害者計画に沿った事業であり、かつ、医療と福祉の連携体制の整備を進めている地域における整備であって、障害保健福祉圏域毎の均衡のとれた整備であるもの。

なお、今後のスケジュールとしては、平成16年度から平成17年度の継続分については、4月当初に内示を行うこととしており、平成17年度新規採択分については、追って内示を行う予定で事務を進めているところである。

(2) 精神障害者社会復帰施設に対する指導監査等の徹底について

会計検査院が実施した平成15年度決算検査報告においては、一部の社会復帰施設について、国庫補助金の返還を要する不適切な事務処理が行われていたと指摘されている。

これら状況に鑑み、各都道府県・指定都市においては、下記指摘事例に十分留意の上、貴管内施設に対する指導監査等の一層の強化を図るようお願いしたい。

[指摘事例]

- ①「建物内の一画に作業室等を設ける改修工事を対象経費に計上」
- ②「授産事業に係る備品を対象経費に計上」
- ③「職員の飲食代を対象経費に計上」
- ④「福祉工場の事業に係る光熱水費等を対象経費に計上」
- ⑤「法人と施設を同一会計とし、経費内訳も不明瞭のまま対象経費に計上」
- ⑥「補助事業で取得した施設を無断で担保に供していた」
- ⑦「交付申請書に記載された計画段階の数値を使って算出した額により実績報告を行っており、国庫補助金を過大に受領していた」

3 精神障害者居宅生活支援事業の実施について

精神障害者居宅生活支援事業については、精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）、精神障害者短期入所事業（ショートステイ）及び精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）を、平成14年度から住民に最も身近な行政機関である市町村において一体的に実施し、地域における精神障害者の日常生活を支援することにより、精神障害者の自立と社会参加の促進に寄与しているところである。

本事業については、平成17年4月より、事業内容及び単価の見直しなど、下記のとおり事業の適正化を図ることとしている。

また、平成18年1月より、障害者自立支援法に基づく、三障害共通の新たな枠組みの下で、現行の裁量的経費から義務的経費に変更することとし、それに伴って、報酬体系及び利用者の費用負担について見直しを図ることとしている。

各都道府県におかれては、関係者に対し本事業の利用手続き等についての周知徹底をお願いするほか、本事業の全市町村での実施を推進するとともに、市町村においてその適正な執行が図られるよう、特段の御配慮をお願いしたい。

○ 精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプ）の見直しの内容

・ 便宜の内容の見直し（案）

「精神障害者居宅生活支援事業（別紙1）精神障害者居宅介護等事業運営要綱（新旧対象表）」案 抜粋

現 行	改 正 案
<p>5 便宜の内容</p> <p>(1) 家事に関すること。</p> <p>ア 調理</p> <p>イ 生活必需品の買い物</p> <p>ウ 衣類の洗濯、補修</p> <p>エ 住居等の掃除、整理整頓</p> <p>オ その他必要な家事</p> <p>(2) 身体介護に関すること。</p> <p>ア 身体清潔の保持等の援助</p> <p><u>イ 通院、交通や公共機関の利用等の援助</u></p> <p>ウ その他必要な身体介護</p> <p>(3) 相談及び助言に関すること。</p> <p>生活、身上、介護に関する相談、助言</p>	<p>5 便宜の内容</p> <p>(1) 家事に関すること。</p> <p>ア 調理</p> <p>イ 生活必需品の買い物</p> <p>ウ 衣類の洗濯、補修</p> <p>エ 住居等の掃除、整理整頓</p> <p>オ その他必要な家事</p> <p>(2) 身体介護に関すること。</p> <p>ア 身体清潔の保持等の援助</p> <p>イ 通院、交通や公共機関の利用等の援助</p> <p>ウ その他必要な身体介護</p> <p><u>(3) 移動支援に関すること。</u></p> <p><u>通院、交通や公共機関の利用等の援助</u></p> <p>(4) 相談及び助言に関すること。</p> <p>生活、身上、介護に関する相談、助言</p>

・ 単価の見直し（案）

() 内は現行単価

便宜の内容	30分以下	30分を超えて1時間以下	1時間を超えて1時間30分以下	1時間30分を超えて30分ごと
ア 身体介護中心業務 身体介護を伴う移動支援	2,310円 (設定なし)	現行どおり (4,020円)	5,840円 (6,030円)	830円 (2,010円)
イ 家事援助中心業務 身体介護を伴わない移動支援	800円 (設定なし)	現行どおり (1,530円)	2,220円 (2,290円)	830円 (760円)

※30分以下単価の設定により、「巡回型」の区分を廃止する。

※移動支援における身体介護を伴う場合と伴わない場合の判断について

移動支援における身体介護を伴う場合とは、移動支援を行う際に実際に身体介護を行ったか否かではなく、当該精神障害者の日常生活において身体介護が必要な者であって、移動支援のサービス提供時にも当然に身体介護サービスを提供されることが想定されるか否かによって、各々の実施主体が判断するものであること。

4 精神障害者退院促進支援事業の実施について

いわゆる社会的入院者の地域生活への移行のための受け皿については、新障害者プランにおいてその整備を図ることとしているが、より円滑な退院を目的として、平成15年度から精神障害者退院促進支援事業を実施している。

本事業は、精神病院、精神障害者社会復帰施設等の従事者、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、市町村等の関係行政機関の担当で構成する「自立促進支援協議会」において、対象者個々の自立支援のための計画を策定し、これに沿って支援職員が当該入院者に同行し退院訓練を行うなどの支援を行うことにより社会復帰の促進を図るものである。平成17年度予算案では31か所を実施することとし、事業内容についての一部見直し（福祉ホーム等の体験入居経費（利用料）の補助等）を予定しているため、各都道府県・指定都市におかれては、積極的な取組をお願いしたい。

なお、生活保護制度において、生活保護受給者の自立支援強化を目的とした自立支援プログラムが導入され、当省社会・援護局保護課から本事業の活用・参画を図る旨、生活保護主管部局に周知することとしているため、本事業の充実に向け、各都道府県・指定都市における福祉事務所等との連携の強化に努められたい。

5 心の健康づくり対策について

(1) うつ病・自殺予防対策の推進

厚生労働科学研究で行なわれた疫学調査によると、15人に1人が一生の間にうつ病に罹るという報告がある。WHOが行った疾病負荷の将来予測では、うつ病は2000年で第4位であるが、2020年には第2位になると予測されている。厚生労働省の患者調査によると、うつ病を含む気分障害の総患者数（医療機関を受診した者）は、平成11年度では44万人であったのに対し、平成14年度には1.6倍の71万人と急増しており、うつ病は今後さらに大きな健康課題になると考えられる。また、警察庁の統計によると平成15年中の自殺死亡者数は34,427人と過去最高を記録している。自殺者の9割以上は何らかの精神疾患を有するといわれ、中でもうつ病と深い関係があるとされる。

このような状況から、平成14年の「自殺防止対策有識者懇談会」最終報告である「自殺予防に向けての提言」（提言全文…<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/12/h1218-3.html>）においても、早急に取り組むべき実践的な自殺予防対策として、うつ対策の必要性が指摘されているところである。平成15年より開催された「地域におけるうつ対策検討会」では、地域の関係者がうつ病について適切なサポートを実施できるよう、都道府県・市町村職員を対象とした「うつ対策推

進方策マニュアル」及び保健医療従事者を対象とした「うつ対応マニュアル」をとりまとめ、平成16年に業務参考資料として配布したので、引き続き地域精神保健医療活動の更なる充実を図るため活用されたい（マニュアル全文…<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/01/s0126-5.html>）。

また、地域における身近な支援体制の強化を図ることが、うつ病・自殺予防対策として有効であることから、平成16年度より、地域住民が抱えるうつ、ストレス、不眠等の心の健康問題に関する知識や対応方法を地域精神保健従事者に習得させるための研修を国立保健医療科学院において実施している。平成17年度からは、地域においてこころの健康づくりに関する研修を行なうための経費と、地域におけるこころの健康問題に関する正しい知識の普及啓発を促進するための経費についても計上している。関係機関に所属する保健師・精神保健福祉士等のこれらの研修への参加について御配慮いただきたい。

この他、「いのちの電話」においては、相談体制の充実強化を図るとともに、12月1日を「いのちの日」として位置づけ、その後1週間、「いのちの電話」によるフリーダイヤル電話相談を実施することとしている。また、労働者の自殺予防対策に関しては、普及啓発を行うほか、メンタルヘルス対策として、地域・職域の連携を図るため、17年度より新規に「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」を実施することとしており、都道府県労働局との連携についてご配慮いただきたい。

さらに、厚生労働科学研究などにおいて、自殺事例の実態を調査し、自殺に至った経緯を多角的に分析し、原因を明らかにするとともに、予防対策や自殺と関連の深い精神疾患に関する研究などが実施されているところであり、引き続き、これらの調査研究を推進することとしている。

(2) PTSD（外傷後ストレス障害）対策の推進について

大規模な災害や犯罪等により被害を受けた者に対する心のケアの充実強化を図るため、平成8年度から、精神保健福祉センター、保健所、病院などに勤務している医師、看護師、精神保健福祉士等を対象に、PTSD（外傷後ストレス障害）に関する専門的な養成研修を実施している。ついては、関係機関に所属する職員の当研修会への参加について配慮いただき、本研修の修了者名簿についても活用され、関係機関の連携強化を図っていただきたい。

特に貴都道府県内において、災害や犯罪等が起きた場合の被害者の心のケア対策を行っていく際には、本研修の修了者の積極的な活用について十分留意いただきたい。

(3) 児童思春期の心の健康づくり対策の推進について

児童思春期の心の問題に対する相談については、精神保健福祉センター、保健所、児童相談所等において実施しているところであるが、思春期精神保健に関する専門家が少なく、各機関における相談体制が十分ではないことから、平成13年度から、精神保健福祉センター、児童相談所、保健所、病院等に勤務している医師、看護師、精神保健福祉士、児童指導員等を対象として、思春期精神保健の専門家の養成研修を実施している。については、精神保健福祉センター、保健所、児童相談所等の関係機関に所属する職員の当研修会への参加について配慮いただきたい。また、別途配布している研修修了者の名簿についても活用され、関係機関との連携強化を図っていただきたい。

児童思春期の心の問題については、その原因や対応が多様であることから、精神保健福祉センター、児童相談所、教育機関、警察等の関係機関が連携をとりつつ、専門家チーム等を編成し、発見・相談から、指導・解決まで総合的な対応を行う思春期精神保健ケースマネジメントモデル事業を平成13年度から実施しており、本モデル事業の結果を基にした事例集を作成し、各地域に配布することとしているので、その際は本事例集を思春期精神保健対策の推進に活用していただきたい。

(4) 「こころのバリアフリー宣言」について

平成16年3月に、心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会において、『「こころのバリアフリー宣言」～精神疾患を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すための指針～』が取りまとめられたところである。（報告書等…<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/03/s0331-4.html>）

については、地域における普及啓発の取り組みの参考となるため、広く周知を図られたい。

「こころのバリアフリー宣言」 ～精神疾患を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すための指針～

【あなたは絶対に自信がありますか、心の健康に？】

第1：精神疾患を自分の問題として考えていますか（関心）

- ・ 精神疾患は、糖尿病や高血圧と同じで誰でもかかる可能性があります。
- ・ 2人に1人は過去1ヶ月間にストレスを感じていて、生涯を通じて5人に1人は精神疾患にかかるといわれています。

第2：無理しないで、心も身体も（予防）

- ・ ストレスにうまく対処し、ストレスをできるだけ減らす生活を心がけましょう。
- ・ 自分のストレスの要因を見極め、自分なりのストレス対処方法を身につけましょう。
- ・ サポートが得られるような人間関係づくりにつとめましょう。

第3：気づいていますか、心の不調（気づき）

- ・ 早い段階での気づきが重要です。
- ・ 早期発見、早期治療が回復への近道です。
- ・ 不眠や不安が主な最初のサイン。おかしいと思ったら気軽に相談を。

第4：知っていますか、精神疾患への正しい対応（自己・周囲の認識）

- ・ 病気を正しく理解し、焦らず時間をかけて克服していきましょう。
- ・ 休養が大事、自分のリズムをとりもどそう。急がばまわれも大切です。
- ・ 家族や周囲の過干渉、非難は回復を遅らせることも知ってください。

【社会の支援が大事、共生の社会を目指して】

第5：自分で心のバリアを作らない（肯定）

- ・ 先入観に基づくかたくなな態度をとらないで。
- ・ 精神疾患や精神障害者に対する誤解や偏見は、古くからの慣習や風評、不正確な事件報道や情報等により、正しい知識が伝わっていないことから生じる単なる先入観です。
- ・ 誤解や偏見に基づく拒否的態度は、その人を深く傷つけ病状をも悪化させることさえあります。

第6：認め合おう、自分らしく生きている姿を（受容）

- ・ 誰もが自分の暮らしている地域（街）で幸せに生きることが自然な姿。
- ・ 誰もが他者から受け入れられることにより、自らの力をより発揮できます。

第7：出会いは理解の第一歩（出会い）

- ・ 理解を深める体験の機会を活かそう。
- ・ 人との多くの出会いの機会を持つことがお互いの理解の第一歩となるはずです。
- ・ 身近な交流の中で自らを語り合えることが大切です。

第8：互いに支えあう社会づくり（参画）

- ・ 人格と個性を尊重して互いに支えあう共生社会を共に作り上げよう。
- ・ 精神障害者も社会の一員として誇りを持って積極的に参画することが大切です。

6 その他

(1) 精神保健指定医新規申請書類について

精神保健指定医の指定申請書類については、平成16年度から、精神保健指定医研修会の場において、申請者に対する申請書類記載事項の確認の徹底を指導するとともに、地方厚生局及び厚生労働本省における審査事務処理期間の短縮を図ることとしており、各都道府県、指定都市においても、申請時における申請書類の内容確認を行い、不備等が認められた場合には申請者に確認するなど、申請書類の事前確認の御協力を御願ひしていることもあり、従来に比べ申請書類の審査に係る時間は短縮されている状況である。

については、平成17年度においても、指定事務をさらに迅速に行うため、別添「精神保健指定医新規申請書類の内容確認について」を参照の上、引き続き特段の配慮をお願いしたい。

(2) 精神保健研究所の研修予定について

国立精神・神経センター精神保健研究所においては、国、地方公共団体並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の8の規定による指定病院等において精神保健福祉の業務に従事する医師、保健師、看護師、臨床心理業務に従事する者、作業療法士、精神保健福祉士等を対象に、精神保健福祉技術者として必要な資質の向上を図ることを目的として、精神保健福祉各般にわたる専門的な知識及び技術習得に関する研修を行っている。

昭和34年度に研修を開始してから平成15年度までの修了者数は7,879名に達しており、その多くは全国各地において精神保健福祉分野の専門技術者として活躍されている。

平成17年度は、医学課程として、発達障害の診断・治療に関する最新の知見と支援の実際、摂食障害の病態と治療に関する最新の知見（医師等対象、看護師対象）、精神科長期在院患者の退院促進のための社会復帰リハビリテーション、我が国における包括型地域生活支援プログラム（Assertive Community Treatment :ACT）の実践の5課程、精神保健指導課程（精神保健福祉行政の計画的・組織的推進に関する研修）、精神科デイ・ケア課程（初任者対象、中堅者対象）、薬物依存臨床医師研修会、薬物依存臨床看護研修会を開催する。

なお、平成17年度研修の詳細は、研究所のホームページ<http://www.ncnp-k.go.jp>に掲載されている。

精神保健指定医新規申請書類の内容確認について

(関係通知 「精神衛生法等の一部を改正する法律による改正後の精神保健法の適用上の留意点について」昭和63年5月13日健医精発第16号精神保健福祉課長通知)

1. 申請書類は以下のとおり。

- ①申請書(通知 様式1)
- ②履歴書
- ③医師免許証(写)
- ④5年以上診断又は治療に従事した経験を有することを証する書面(通知 様式2)
- ⑤3年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有することを証する書面(通知 様式2)
- ⑥精神保健福祉法第18条第1項第3号に規定する厚生労働大臣が定める精神障害につき厚生労働大臣が定める程度の診断又は治療に従事した経験を有することを証する書面(いわゆるケースレポート)を症例毎に4通(3通以上は原本)(通知 様式3)
 - ※ ケースレポートは以下の8症例が提出される

・第1～3症例	精神分裂病	3例	(措置入院1例以上、医療保護入院)
・第4症例	躁うつ病	1例	(措置入院又は医療保護入院)
・第5症例	中毒性精神障害	1例	(措置入院又は医療保護入院)
・第6症例	児童思春期精神障害	1例	(措置入院又は医療保護入院)
・第7症例	症状性又は器質性精神障害	1例	(措置入院又は医療保護入院)
・第8症例	老年期痴呆	1例	(措置入院又は医療保護入院)
- ⑦法第18条第1項第4号に規定する研修の課程を修了したことを証する書面
- ⑧写真(縦50mm×横40mm、申請6ヶ月以内、上半身脱帽、裏面に撮影年月日及び氏名を記載)
- ⑨⑦が交付された後に氏名が変更された場合には、本人であることを証明する書類(戸籍抄本等)の写し

前回保留者(前回開催の審議会で、1症例が不適当とされたため、再度、新たな症例若しくはケースレポートを直すこととなった者)のケースレポートの再提出については、対象のケースレポート4通のみの提出となる。

2. ケースレポート以外の申請書類の確認事項。

- ①記載漏れがないか。
- ②申請日は研修受講日から1年以内となっているか。
- ③氏名が署名となっているか。
- ④医籍登録年月日及び番号は医師免許証(写)と同一となっているか。
- ⑤精神障害の診断治療に従事した期間は3年以上あるか、また、その他の診断治療に従事した期間を含めて5年以上あるか。
- ⑥その他の注意事項
 - ・実務経験の始期は医籍登録日以降であるか。
 - ・実務経験証明書は所属機関の管理者(大学院生又は文部科学教官の場合は学長又は学部長)の証明であるか。
 - ・精神科実務経験は、精神科又は神経科を標榜している医療機関での実務経験(デイケアを含む)であるか。
 - ・精神科実務経験の期間については週4日以上、1日概ね8時間以上(週32時間以上)であるか。
 - ・実務経験期間については、あくまで実務経験証明書に記載されている期間であるか。
 - ・その他、精神科実務経験の算定については、昭和63年5月13日健医精発第16号精神保健福祉課長通知に基づくものであるか。

3. ケースレポート(通知 様式3)の確認事項。

ケースレポートの表紙部分について確認

- ①記載漏れがないか。
- ②第1症例は措置入院例か。
- ③入院期間と担当期間に整合性があるか。(日付のずれ等がないか)
- ④担当期間と指導期間に整合性があるか。(指導を受けていない期間がないか)
- ⑤指導を行った指導医の自筆署名はあるか。

精神保健指定医指定申請書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条の規定による精神保健指定医に指定されたく申請します。

申請日 平成 年 月 日

氏名	⑩	本籍地			
現住所					
生年月日	年 月 日	年齢	歳	性別	男・女
最終学歴及び年月	年 月 卒業・中退	医籍登録年月日及び番号	第	年 月 日	号
現在の勤務先	所在地				
	名称				
精神障害者の診断治療に 従事した期間及び病院等名	従事した期間	従事した病院等の名称			
	年 月 日 ~ 年 月 日				
	年 月 日 ~ 年 月 日				
	年 月 日 ~ 年 月 日				
	年 月 日 ~ 年 月 日				
	計	年 ヶ月			
その他の診断治療に従事した期間及び病院等名	従事した期間	従事した病院等の名称			
	年 月 日 ~ 年 月 日				
	年 月 日 ~ 年 月 日				
	年 月 日 ~ 年 月 日				
	計	年 ヶ月			
合計		年 ヶ月			
研修の受講	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				

(注) 記載上の留意事項

1. 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

実務経験証明書

次の者は当施設において診断又は治療に従事したことを証明します。

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
従事した標榜科名	
診療従事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
診 療 従 事 態 様	1週間当たり平均 日
	1日当たり平均 時間

平成 年 月 日

施 設 名

所 在 地

管理者職名
及び氏名

④

- (注) 1. 精神科の実務経験証明書とその他の実務経験証明書は別紙とすること。
 2. 診療従事態様が違う場合は、別紙とすること。
 3. 大学院在学中については、在学期間全体ではなく、精神障害者の診断又は治療に従事した時間及び期間を記載すること。
 4. 夜間当直のみの勤務については、精神科実務経験として算定できないこと。

ケースレポート（第 症例）

1. 申請者の氏名（自筆署名）
 2. 実務経験した医療機関名
 3. 2の所在地住所 都道府県 市・郡・区
 4. ケースレポートをする患者の氏名、性別、生年月日
氏名（イニシャル） 性別 男・女 生年月日 年 月 日生
主治医あるいは担当医になった時の患者の年齢 歳 月
 5. 診断病名圏 ①精神分裂病圏 ②躁うつ病圏 ③中毒性精神障害
④児童・思春期精神障害 ⑤症状性又は器質性精神障害（老年期痴呆を除く）
⑥老年期痴呆
 6. 入退院年月日及び入院形態
入院年月日 平成 年 月 日 入院形態（ 入院）
退院年月日 平成 年 月 日
 7. 入院からケースレポートの対象期間終了までの入院形態変更の有無 有 無
有の場合変更日 年 月 日 入院 → 入院（入院形態を記入）
 8. 転院による診療の終了（退院）の場合
転院先 病院 転院先の入院形態（ 入院）
 9. 4の主治医あるいは担当医になった期間 年 月 日から 年 月 日
 10. 指導を行った精神保健指定医
(1) 指導を行った精神保健指定医の確認（※複数いる場合は全ての指導医について記載すること。）
指定医氏名 指定医番号
指導期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
(2) ケースレポートの証明
このケースレポートは、私が常勤として勤務した（病 院 名）病院において、私の指導のもと
に診断又は治療を行った症例であり、内容についても、厳正に確認したことを証明します。
所属機関名 所属機関の住所
指導医署名（自筆署名）
- ケースレポートの記載欄（考察を含めること） 記載欄の文字数（ ）

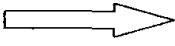
(1200～2000字)

注1 精神分裂病圏は第1症例～第3症例（順序は措置入院のものを先とすること）、躁うつ病圏は第4症例、中毒性障害は第5症例、児童・思春期障害は第6症例、症状性・器質性障害は第7症例、老年期痴呆は第8症例とすること。

<参 考 資 料>

(参考資料)	頁
1 平成17年度精神保健福祉施策関係予算(案)の概要	14
2 精神病院関係資料	
(1) 都道府県別精神病院数、病床数及び在院患者数等の状況	18
(2) 開設者別精神病院数、精神病床数の年次推移	19
(3) 都道府県別開設者別精神病院数及び病床数	20
(4) 都道府県別病棟形態別精神病床数及び病床数	21
(5) 都道府県別入院形態別在院患者数	22
(6) 都道府県別入院期間別入院患者数	23
(7) 精神障害者診察、申請・通報・届出状況の推移	28
(8) 都道府県別疾患名別在院患者数	29
(9) 都道府県別年間入退院患者数等(精神病床)	30
(10) 精神病院の平均在院日数	31
(11) 都道府県別・入院形態別実地審査状況	32
(12) 精神医療審査会の審査状況	33
3 精神科救急医療システム整備事業実施状況	34
4 平成15年度精神保健福祉センター事業実績	
(1) 一般事業実績	44
(2) 特定相談事業(思春期)実績	45
(3) 特定相談事業(アルコール)実績	46
(4) 心の健康づくり推進事業実績	47
(5) 社会復帰促進事業実績	48
5 精神障害者保健福祉手帳関係	
(1) 精神障害者保健福祉手帳交付状況	49
(2) 地方自治体における精神障害者保健福祉手帳に基づく福祉サービス一覧	50
6 精神障害者社会復帰施設設置箇所数	52
7 平成15年度更生・育成医療の実施状況	53
8 精神保健福祉全国大会の開催実績及び今後の予定	54

1 平成17年度精神保健福祉施策等関係予算（案）の概要

16年度予算 <89,400> 98,431百万円		17年度予算案 <106,332> 114,218百万円
注：< >は、精神保健福祉課計上分を再掲		

在宅福祉サービス及び精神障害者社会復帰施設の充実、良質かつ適正な精神医療の効率的な提供等により、精神保健医療福祉対策の充実向上を図る。

また、心神喪失者等医療観察法の施行に伴う、指定医療機関の運営、医療従事者等の人材の養成等に必要な所要額を確保する。

1. 在宅福祉サービスの充実等	<3,013> 3,013百万円	→	<4,086> 4,086百万円
-----------------	---------------------	---	---------------------

- (1) 精神障害者居宅生活支援事業の充実
 - ・精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス） 2,995百万円 → 4,070百万円
 - ・精神障害者短期入所事業（ショートステイ） 883百万円 → 1,786百万円
 - ・精神障害者地域生活援助事業（グループホーム） 143百万円 → 136百万円
 - ・精神障害者地域生活援助事業（グループホーム） 1,969百万円 → 2,148百万円

（注）平成18年1月の負担金化に伴う11ヵ月予算
- (2) 精神障害者訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修事業の実施 17百万円 → 16百万円

2. 精神障害者社会復帰施設の充実	<18,940> 18,940百万円	→	<20,086> 20,086百万円
-------------------	-----------------------	---	-----------------------

- (1) 精神障害者生活訓練施設（援護寮） 6,360百万円 → 6,615百万円
- (2) 精神障害者福祉ホーム 993百万円 → 1,099百万円
- (3) 精神障害者（入所・通所）授産施設 5,298百万円 → 5,563百万円
- (4) 精神障害者小規模通所授産施設 1,328百万円 → 1,643百万円
- (5) 精神障害者福祉工場 338百万円 → 338百万円
- (6) 精神障害者地域生活支援センター 4,623百万円 → 4,827百万円

< 351 > < 667 >

3. 地域精神保健福祉施策等の推進

1,163百万円 → 1,578百万円

- (1) 地域精神保健福祉特別対策 96百万円 → 397百万円
- ① 社会的入院解消のための退院促進支援事業 63百万円 → 162百万円
精神病院に入院している精神障害者のうち、退院訓練を行うことにより退院が可能な者に対し、活動の場を与え、精神障害者の自立を促進し、社会的入院の解消に資する事業。
- ② こころの健康づくり対策事業 33百万円 → 105百万円
地域に住民が抱える、うつ、ストレス、不眠等のこころの健康問題に関する知識や技術を習得させるための研修会、思春期児童及びPTSDの専門家養成研修等を実施するとともに、地域における自殺予防対策の強化を図る。
- ③ 精神科救急特別対策事業（新規） 0百万円 → 130百万円
救急患者対策として、24時間、365日、地域の拠点となる病院（精神科救急医療センター）を整備し、急性期に集中的な手厚い医療を提供することにより、患者の早期退院を図る。
- (2) 精神障害者社会復帰施設等実態調査事業（新規） 0百万円 → 67百万円
社会復帰施設等における報酬体系・利用者負担体系について、平成18年度を目途に見直すこととしており、そのための基礎資料を得ることを目的として、施設等の実態調査を実施。
- (3) 自殺予防対策の推進（一部重複計上） 640百万円 → 855百万円
- ・地域精神保健指導者（こころの健康問題）の研修 4百万円 → 4百万円
職場、地域における自殺の実態、原因、予防対策等に係る調査研究、相談・啓発活動の強化を図るとともに、適切な対応のための知識や対応技術及び地域における自殺予防対策推進方策等を習得させるための指導者研修を行う事業。
- (4) その他 427百万円 → 331百万円
- ① 精神保健福祉センター特定相談等事業費（運営費）
地域における精神保健福祉対策の総合的技術センターとして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、知識の普及及び相談指導等を行う事業。
- ② 高次脳機能障害支援モデル事業
地方自治体と国立身体障害者リハビリテーションセンターの連携を図りつつ、地域の関係機関の連携の下に各種の制度を活用したサービス提供を試行的に行い支援体制の確立を図る事業。
- ③ 精神障害者社会復帰促進事業等
精神障害者の社会復帰等に関する調査研究を行うとともに、社会復帰施設職員等に対する研修を行う事業。
- ④ 精神障害者手帳交付事業
・メニュー事業（障害者自立支援・社会参加総合推進事業）

〈66, 130〉 〈72, 599〉

4. 良質かつ適切な精神医療等の効率的な提供 66, 130百万円 → 72, 599百万円

- (1) 精神医療費の公費負担 53,267百万円 → 60,138百万円
措置入院費、通院医療費、医療保護入院費に係る公費負担。
- (2) 精神科救急医療システム整備事業（重複計上） 1,785百万円 → 1,670百万円
精神障害者の緊急時における適切な医療及び保護の機会を確保するため、緊急時における保護・治療を行う救急医療のシステム体制や精神科初期救急医療輪番システムを整備。
- (3) 更生医療・育成医療の給付 11,078百万円 → 10,791百万円
身体障害者及び身体に障害のある児童等のハンディキャップを除去、軽減するために必要な医療費の給付。

〈 783〉 〈 783〉

5. 就労支援の推進 1, 600百万円 → 2, 208百万円

- (1) 精神障害者小規模作業所運営費助成事業 783百万円 → 783百万円
- (2) 小規模作業所への支援の充実強化事業（仮称） 0百万円 → 353百万円
自立支援・就労支援等の機能の向上を図りつつ新たな施設類型への移行等を図るため、小規模作業所への支援を強化し、地域での障害者の就労支援を促進を図るための経費。
- (3) 施設外授産の活用による就職促進事業
障害者が企業等の事業所において授産活動を行い、当該企業等との連携を深め、一般就労が可能な者及び一般就労を希望する者について、授産活動終了後における企業等への就業を促進する経費。
・メニュー事業（障害者自立支援・社会参加総合推進事業）
- (4) 障害者就業・生活支援センター事業 817百万円 → 1,023百万円
- (5) 重度障害者在宅就労促進特別事業（バーチャル工房支援事業）（仮称） 0百万円 → 50百万円
在宅の障害者に対して情報機器やインターネットを活用するための能力開発に加え、情報機器を用いて在宅での就労に向けた支援等を行う在宅就労支援事業（バーチャル工房）に対する補助を行う事業。

6. 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療体制の整備

〈 143〉 〈 7, 965〉
2, 618百万円 → 8, 193百万円

- (1) 指定入院医療機関の整備 2,475百万円 → 4,527百万円
国立（特定独立行政法人）、都道府県立医療機関における指定入院医療機関の整備を図る。

(2) 指定医療機関の運営（新規） 0百万円 → 3,374百万円

(ア) 指定入院医療機関

入院決定を受けた者に対し、円滑な社会復帰を促進するために必要な医療を実施するとともに、指定入院医療機関の運営に必要な経費を確保。

(イ) 指定通院医療機関

通院決定を受けた者に対し、円滑な社会復帰を促進するために必要な医療を実施。

(3) 医療従事者等の人材の養成 91百万円 → 125百万円

指定医療機関従事者、精神保健判定医等に対して養成研修を実施。

(4) その他法施行に必要な経費 52百万円 → 167百万円

法制度の普及啓発、対象者の鑑定入院医療機関から指定入院医療機関への移送等を実施。

7. 研究の推進

< 0 > < 0 >
4,926百万円 → 5,750百万円

精神疾患の疫学調査、原因の究明及び治療法の開発等を対象とした精神・神経疾患研究、障害保健福祉総合研究等の推進。

2. 精神病院関係資料について

(1) 都道府県別精神病院数・病床数及び在院患者数等の状況

(平成15年6月30日現在)

	人口 千人 (12.10.1)	精神 病院数	精神 病床数	人口万対 病床数	在院 患者数 A	人口万対 在院患者数	措置 入院者数 B	人口万対 措置 入院者数	病床 利用率 (%)	措置率 B/A (%)
北海道	3,857	89	14,389	37.3	13,095	34.0	61	0.16	91.0	0.5
青森	1,474	25	4,658	31.6	4,185	28.4	22	0.15	89.8	0.5
岩手	1,413	22	4,890	34.6	4,545	32.2	44	0.31	92.9	1.0
宮城	1,363	20	3,698	27.1	3,448	25.3	17	0.12	93.2	0.5
秋田	1,184	27	4,493	37.9	4,194	35.4	21	0.18	93.3	0.5
山形	1,241	18	3,415	27.5	3,237	26.1	20	0.16	94.8	0.6
福島	2,125	37	8,087	38.1	7,258	34.2	38	0.18	89.7	0.5
茨城	2,992	37	7,741	25.9	7,088	23.7	60	0.20	91.6	0.8
栃木	2,010	28	5,401	26.9	4,870	24.2	76	0.38	90.2	1.6
群馬	2,031	20	5,388	26.5	5,028	24.8	22	0.11	93.3	0.4
埼玉	6,978	53	11,781	16.9	11,118	15.9	150	0.21	94.4	1.3
千葉	5,081	47	11,654	22.9	10,958	21.6	35	0.07	94.0	0.3
東京都	12,138	116	25,688	21.2	23,178	19.1	272	0.22	90.2	1.2
神奈川県	3,893	34	7,290	18.7	6,697	17.2	41	0.11	91.9	0.6
新潟	2,473	31	7,282	29.4	6,922	28.0	29	0.12	95.1	0.4
富山	1,121	32	3,649	32.6	3,483	31.1	30	0.27	95.5	0.9
石川	1,182	21	3,899	33.0	3,726	31.5	13	0.11	95.6	0.3
福井	830	15	2,405	29.0	2,221	26.8	15	0.18	92.3	0.7
山梨	890	11	2,599	29.2	2,333	26.2	11	0.12	89.8	0.5
長野	2,223	33	5,436	24.5	5,026	22.6	54	0.24	92.5	1.1
岐阜	2,111	20	4,374	20.7	4,111	19.5	40	0.19	94.0	1.0
静岡県	3,781	39	7,362	19.5	6,592	17.4	41	0.11	89.5	0.6
愛知	4,915	39	9,061	18.4	8,520	17.3	61	0.12	94.0	0.7
三重	1,861	19	5,148	27.7	4,852	26.1	19	0.10	94.3	0.4
滋賀	1,353	12	2,315	17.1	2,146	15.9	40	0.30	92.7	1.9
京都府	1,178	10	2,673	22.7	2,465	20.9	9	0.08	92.2	0.4
大阪府	6,219	55	19,587	31.5	18,073	29.1	84	0.14	92.3	0.5
兵庫県	4,078	29	8,213	20.1	7,950	19.5	45	0.11	96.8	0.6
奈良	1,442	10	2,979	20.7	2,563	17.8	16	0.11	86.0	0.6
和歌山	1,066	13	2,595	24.3	2,392	22.4	20	0.19	92.2	0.8
鳥取	613	10	1,834	29.9	1,689	27.6	19	0.31	92.1	1.1
島根	761	18	2,659	34.9	2,483	32.6	19	0.25	93.4	0.8
岡山	1,953	26	6,005	30.7	5,407	27.7	28	0.14	90.0	0.5
広島	1,753	29	6,533	37.3	6,249	35.6	73	0.42	95.7	1.2
山口	1,524	33	6,299	41.3	5,988	39.3	19	0.12	95.1	0.3
徳島	822	21	4,303	52.3	4,036	49.1	37	0.45	93.8	0.9
香川県	1,022	21	4,080	39.9	3,751	36.7	6	0.06	91.9	0.2
愛媛	1,491	23	5,159	34.6	4,663	31.3	59	0.40	90.4	1.3
高知	813	24	3,981	49.0	3,541	43.6	13	0.16	88.9	0.4
福岡	2,590	65	13,682	52.8	12,987	50.1	124	0.48	94.9	1.0
佐賀	876	19	4,477	51.1	4,218	48.2	54	0.62	94.2	1.3
長崎	1,513	39	8,314	55.0	7,760	51.3	51	0.34	93.3	0.7
熊本	1,860	46	9,014	48.5	8,566	46.1	86	0.46	95.0	1.0
大分	1,221	29	5,447	44.6	5,290	43.3	45	0.37	97.1	0.9
宮崎	1,169	26	6,230	53.3	5,792	49.5	5	0.04	93.0	0.1
鹿児島	1,783	51	10,111	56.7	9,628	54.0	107	0.60	95.2	1.1
沖縄	1,329	24	5,630	42.4	5,370	40.4	55	0.41	95.4	1.0
札幌	1,822	39	7,370	40.5	7,044	38.7	39	0.21	95.6	0.6
仙台	1,008	13	1,985	19.7	1,720	17.1	4	0.04	86.6	0.2
さいたま	-	6	1,222	-	1,154	-	9	-	94.4	0.8
千葉	887	9	1,708	19.3	1,431	16.1	15	0.17	83.8	1.0
横浜	3,427	26	5,434	15.9	4,935	14.4	41	0.12	90.8	0.8
川崎	1,250	7	1,545	12.4	1,353	10.8	13	0.10	87.6	1.0
名古屋	2,172	16	4,842	22.3	4,428	20.4	71	0.33	91.4	1.6
京都	1,468	13	3,937	26.8	3,602	24.5	5	0.03	91.5	0.1
大阪	2,599	5	277	1.1	186	0.7	3	0.01	67.1	1.6
神戸	1,493	13	3,753	25.1	3,386	22.7	12	0.08	90.2	0.4
広島	1,126	14	3,000	26.6	2,881	25.6	85	0.75	96.0	3.0
北九州	1,101	17	4,193	38.1	3,824	34.7	39	0.35	91.2	1.0
福岡	1,341	23	4,095	30.5	3,919	29.2	24	0.18	95.7	0.6
合計	127,290	1,667	355,269	27.9	329,555	25.9	2,566	0.20	92.8	0.8
対前年計	127,290	1,670	356,621	28.0	330,666	26.0	2,767	0.22	92.7	0.8

資料：1 病院数、病床数、在院患者数及び病床利用率は精神保健福祉課調べ(病院報告より作成)

2 措置入院者数は精神保健福祉課調

3 人口は人口推計による(総務庁統計局)

(2) 開設者別精神病院数、精神病床数の年次推移

(各年6月30日現在)

年次	総数		国公立										その他 (法人・個人)	
	病院数	病床数	国		都道府県		市町村		公的医療機関		計		病院数	病床数
			病院数	病床数	病院数	病床数	病院数	病床数	病院数	病床数	病院数	病床数		
昭和45年	1,364	242,022	63	7,428	64	16,028	81	7,828	47	5,268	255	36,552	1,109	205,470
50	1,454	275,468	70	8,606	66	16,727	83	8,141	50	5,975	269	39,449	1,185	236,019
55	1,521	304,469	79	8,984	68	17,220	84	8,045	50	5,857	281	40,106	1,240	264,363
56	1,546	311,901	82	9,140	70	17,248	84	8,177	50	5,843	286	40,408	1,260	271,493
57	1,570	318,186	84	9,180	70	17,082	84	8,248	50	5,843	288	40,353	1,282	277,833
58	1,585	324,004	87	9,267	71	17,108	84	8,131	50	5,876	292	40,382	1,293	283,622
59	1,597	329,806	89	9,256	73	16,961	83	8,044	50	5,906	295	40,167	1,302	289,639
60	1,604	333,570	89	9,240	74	17,006	83	8,135	50	5,882	296	40,263	1,308	293,307
61	1,610	339,161	91	9,306	75	17,179	81	7,950	50	5,973	297	40,408	1,313	298,753
62	1,627	345,494	91	9,327	75	17,143	81	7,981	51	6,033	298	40,484	1,329	305,010
63	1,641	351,358	91	9,276	76	17,138	82	8,043	51	6,033	300	40,490	1,341	310,868
平成元年	1,648	355,089	91	9,284	77	17,112	83	8,101	51	6,073	302	40,570	1,346	314,519
2	1,655	358,251	91	9,304	78	17,275	83	8,151	51	5,952	303	40,682	1,352	317,569
3	1,660	360,303	92	9,344	77	17,224	83	8,151	51	5,915	303	40,634	1,357	319,669
4	1,663	361,830	92	9,344	78	17,274	83	8,231	52	5,985	305	40,834	1,358	320,996
5	1,672	363,010	92	9,332	78	17,274	82	8,128	53	6,075	305	40,809	1,367	322,201
6	1,672	362,692	92	9,332	78	17,210	82	8,134	53	6,049	305	40,725	1,367	321,967
7	1,671	362,154	93	9,324	79	17,206	82	8,079	53	5,762	307	40,371	1,364	321,783
8	1,667	361,053	93	9,347	80	17,227	82	8,083	52	5,685	307	40,342	1,360	320,711
9	1,669	360,432	93	9,357	82	17,392	82	8,048	59	5,971	316	40,768	1,353	319,664
10	1,670	359,563	94	9,332	82	17,338	82	7,950	50	5,514	308	40,134	1,362	319,429
11	1,670	358,609	94	9,207	83	17,207	82	7,870	49	5,432	308	39,716	1,362	318,893
12	1,673	358,597	93	9,075	85	17,259	82	7,879	49	5,239	309	39,452	1,364	319,145
13	1,669	357,388	94	9,081	87	17,091	78	7,657	49	5,116	308	38,945	1,361	318,443
14	1,670	356,621	93	9,071	88	17,144	77	7,550	49	4,985	307	38,750	1,363	317,871
15	1,667	355,269	93	9,059	87	16,747	76	7,503	48	4,753	304	38,062	1,363	317,207

資料：精神保健福祉課調べ（病院報告より作成）

(3) 都道府県別開設者別精神病院数及び病床数

(平成15年6月30日現在)

都道府県	国		都道府県		市町村		公的医療機関		その他				計	
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	法人		個人		施設数	病床数
									施設数	病床数	施設数	病床数		
1 北海道	2	283	4	572	14	1,670	9	733	53	10,268	7	863	89	14,389
2 青森	1	41	1	350	5	483	1	111	17	3,673	0	0	25	4,658
3 岩手	1	300	3	738	2	180	0	0	15	3,465	1	207	22	4,890
4 宮城	0	0	1	354	0	0	0	0	16	3,126	3	218	20	3,698
5 秋田	1	36	1	200	5	440	3	190	17	3,627	0	0	27	4,493
6 山形	1	40	3	430	1	76	0	0	12	2,754	1	115	18	3,415
7 福島	0	0	3	445	1	140	4	448	28	6,904	1	150	37	8,087
8 茨城	2	81	1	589	0	0	0	0	32	6,880	2	191	37	7,741
9 栃木	0	0	1	255	0	0	4	372	22	4,653	1	121	28	5,401
10 群馬	1	40	1	372	1	223	0	0	17	4,753	0	0	20	5,388
11 埼玉	1	26	1	120	0	0	2	476	44	10,283	5	876	53	11,781
12 千葉	1	350	0	0	2	400	1	50	42	10,770	1	84	47	11,654
13 東京	9	1,082	12	2,054	1	52	0	0	83	20,667	11	1,833	116	25,688
14 神奈川	2	303	0	0	1	38	0	0	29	6,716	2	233	34	7,290
15 新潟	2	314	3	580	0	0	3	373	22	5,915	1	100	31	7,282
16 富山	2	233	1	80	4	303	2	103	18	2,315	5	615	32	3,649
17 石川	2	94	1	400	3	193	0	0	14	2,949	1	263	21	3,899
18 福井	1	41	2	446	1	100	0	0	11	1,818	0	0	15	2,405
19 山梨	1	40	1	300	0	0	0	0	9	2,259	0	0	11	2,599
20 長野	2	320	2	356	0	0	6	562	22	3,555	1	643	33	5,436
21 岐阜	2	51	1	120	2	112	1	54	13	3,910	1	127	20	4,374
22 静岡	1	37	1	350	3	140	0	0	33	6,664	1	171	39	7,362
23 愛知	0	0	2	230	2	262	1	100	29	6,986	5	1,483	39	9,061
24 三重	2	300	3	604	1	50	1	350	9	2,830	3	1,014	19	5,148
25 滋賀	1	45	1	100	0	0	2	207	8	1,963	0	0	12	2,315
26 京都	2	201	1	266	0	0	0	0	6	2,047	1	159	10	2,673
27 大阪	2	100	1	632	0	0	1	30	48	18,000	3	825	55	19,587
28 兵庫	1	24	1	45	1	100	0	0	24	7,438	2	606	29	8,213
29 奈良	1	200	1	80	0	0	0	0	8	2,699	0	0	10	2,979
30 和歌山	0	0	2	340	3	512	0	0	7	1,623	1	120	13	2,595
31 鳥取	2	342	0	0	1	108	0	0	6	1,284	1	100	10	1,834
32 島根	1	40	3	393	2	100	2	110	10	2,016	0	0	18	2,659
33 岡山	1	56	1	240	0	0	0	0	22	5,599	2	110	26	6,005
34 広島	2	400	0	0	3	471	1	120	22	5,211	1	331	29	6,533
35 山口	2	103	1	200	0	0	0	0	28	5,694	2	302	33	6,299
36 徳島	1	45	1	100	1	112	1	20	17	4,026	0	0	21	4,303
37 香川	2	126	1	340	4	369	0	0	14	3,245	0	0	21	4,080
38 愛媛	1	40	1	50	1	165	0	0	20	4,904	0	0	23	5,159
39 高知	1	35	1	153	1	50	0	0	20	3,593	1	150	24	3,981
40 福岡	3	30	2	350	0	0	0	0	57	12,253	3	1,049	65	13,682
41 佐賀	2	599	0	0	0	0	0	0	14	3,246	3	632	19	4,477
42 長崎	2	90	3	411	1	70	0	0	31	7,230	2	513	39	8,314
43 熊本	3	250	1	190	0	0	0	0	42	8,574	0	0	46	9,014
44 大分	2	70	0	0	0	0	1	200	25	5,075	1	102	29	5,447
45 宮崎	1	40	2	402	0	0	0	0	23	5,788	0	0	26	6,230
46 鹿児島	1	45	1	340	0	0	0	0	47	9,584	2	142	51	10,111
47 沖縄	2	390	3	456	0	0	0	0	19	4,784	0	0	24	5,630
48 札幌	4	141	1	50	1	254	0	0	33	6,925	0	0	39	7,370
49 仙台	3	137	0	0	1	16	0	0	8	1,712	1	120	13	1,985
50 さいたま市	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1,101	1	121	6	1,222
51 千葉	3	722	1	50	1	60	0	0	4	876	0	0	9	1,708
52 横浜	1	52	3	565	2	80	0	0	17	3,905	3	832	26	5,434
53 川崎	0	0	0	0	0	0	0	0	6	1,434	1	111	7	1,545
54 名古屋	4	323	1	342	1	36	0	0	9	3,796	1	345	16	4,842
55 京都	1	80	1	118	0	0	0	0	11	3,739	0	0	13	3,937
56 大阪	0	0	1	44	2	95	1	84	1	54	0	0	5	277
57 神戸	1	46	1	495	0	0	0	0	9	2,809	2	403	13	3,753
58 広島	1	20	1	50	1	43	0	0	10	2,777	1	110	14	3,000
59 北九州		112	0	0	0	0	0	0	17	4,081	0	0	17	4,193
60 福岡	2	143	0	0	0	0	1	60	14	2,617	6	1,275	23	4,095
合計	93	9,059	87	16,747	76	7,503	48	4,753	1,269	299,442	94	17,765	1,667	355,269

資料:精神保健福祉課調べ(病院報告より作成)

(4) 都道府県別病棟形態別精神病棟数及び病床数

(平成15年6月30日)

	精神病床	指定病床	急性期病棟数				老人性痴呆疾患				精神療養				老人精神		アルコール		薬物		アルコール・薬物混合		児童思春期		合併症	
			1		2		治療		療養		1		2		病床数	病床数	病床数	病床数	病床数	病床数	病床数	病床数	病床数	病床数	病床数	
			病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数
北海道	14,389	439	1	60	2	100	6	309	11	519	32	1,698	1	50	15	735	2	85	1	70	1	67	0	0	1	47
青森	4,648	110	0	0	0	0	2	120	7	364	12	727	0	0	1	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	4,890	155	0	0	0	0	1	50	1	50	1	60	0	0	2	115	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	3,698	115	1	57	0	0	5	261	2	60	10	567	1	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田	4,493	93	1	38	0	0	2	100	3	150	13	713	1	60	9	393	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形	3,415	85	3	180	0	0	0	0	6	345	12	684	0	0	4	216	0	0	0	0	0	0	0	0	1	44
福島	8,090	352	5	264	1	50	9	479	5	266	15	831	2	90	4	266	2	25	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	7,741	225	0	0	0	0	2	100	5	239	35	1,931	1	42	6	263	0	0	0	0	0	0	0	0	3	104
栃木	5,401	280	5	258	2	87	1	50	2	110	39	2,058	4	210	1	68	1	25	0	0	0	0	0	0	1	2
群馬	5,024	140	2	105	0	0	0	0	1	40	25	1,431	0	0	1	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	11,705	600	3	161	0	0	11	578	29	1,545	32	1,724	9	479	1	24	1	40	0	0	0	0	0	0	1	30
千葉	11,654	222	3	178	2	90	4	163	9	439	71	3,977	0	0	12	675	2	115	0	0	0	0	1	50	0	0
東京	25,688	255	8	410	1	33	8	379	18	986	46	2,560	3	192	23	1,269	11	524	0	0	1	46	8	264	13	540
神奈川	7,240	538	5	284	0	0	5	247	17	869	27	1,466	0	0	5	256	3	157	0	0	4	215	0	0	1	25
新潟	7,232	430	4	133	0	0	10	530	13	651	26	1,533	0	0	7	391	2	107	0	0	0	0	1	40	0	0
富山	3,627	254	1	50	2	136	6	285	4	203	9	515	0	0	4	167	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	3,899	80	2	74	0	0	4	184	7	386	22	1,195	0	0	5	193	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	2,405	291	3	170	0	0	3	140	2	98	10	400	0	0	1	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	2,599	125	0	0	0	0	2	98	1	60	9	487	0	0	2	114	1	32	0	0	0	0	0	0	1	52
長野	5,325	360	1	40	1	55	4	190	1	50	23	1,219	1	55	0	0	1	46	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	4,374	460	0	0	0	0	2	92	5	268	13	779	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	7,316	1,042	6	360	3	157	1	50	12	689	30	1,626	2	114	2	58	3	247	0	0	0	0	0	0	5	24
愛知	9,000	340	2	102	0	0	2	90	2	120	25	1,352	0	0	7	382	2	103	0	0	0	0	0	0	1	20
三重	5,148	300	1	53	0	0	3	140	1	50	13	722	1	60	1	50	1	50	0	0	0	0	2	104	0	0
滋賀	2,309	209	0	0	0	0	1	50	2	92	14	792	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	54
京都	2,627	40	3	151	0	0	2	100	1	53	5	288	0	0	9	493	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪	19,669	320	18	911	7	401	8	436	22	1,227	80	4,522	0	0	16	894	7	462	0	0	0	0	2	47	0	0
兵庫	8,057	304	1	52	0	0	7	356	9	555	37	2,022	0	0	11	536	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良	2,985	90	2	85	5	248	2	97	4	200	15	822	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	50
和歌山	2,595	160	0	0	0	0	0	0	0	0	8	461	8	455	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	1,834	28	2	101	0	0	3	156	0	0	9	515	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	2,659	60	1	30	0	0	4	209	2	110	14	771	0	0	3	165	0	0	0	0	0	0	1	32	0	0
岡山	5,948	160	5	224	0	0	5	282	12	644	26	1,373	5	114	6	364	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9
広島	6,533	263	2	115	0	0	9	455	6	301	30	1,740	0	0	4	220	6	331	0	0	0	0	0	0	3	124
山口	6,297	243	2	88	0	0	4	198	8	433	26	1,410	4	218	11	574	3	127	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	4,299	170	0	0	0	0	2	95	3	168	16	934	0	0	2	75	0	0	0	0	1	63	0	0	1	17
香川	4,080	120	2	128	0	0	2	95	4	172	18	989	2	98	2	101	2	28	0	0	0	0	0	0	1	17
愛媛	5,156	360	2	104	0	0	3	158	5	258	17	890	1	40	2	96	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	3,981	100	3	137	0	0	0	0	4	204	25	1,416	0	0	0	0	1	50	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	13,425	680	9	438	0	0	18	1,020	8	430	55	3,078	0	0	13	712	2	128	1	72	6	374	0	0	3	109
佐賀	4,467	180	0	0	0	0	4	214	3	180	17	929	0	0	5	265	1	50	1	56	0	0	2	112	3	153
長崎	8,314	242	2	98	0	0	5	268	3	161	45	2,546	0	0	5	298	1	53	0	0	0	1	18	1	6	
熊本	9,011	345	6	263	0	0	5	253	13	674	35	1,970	0	0	7	341	0	0	0	0	1	66	0	0	0	0
大分	5,447	330	1	54	0	0	7	374	9	514	24	1,315	1	61	1	50	3	189	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	6,230	180	1	45	0	0	4	185	3	170	35	1,914	0	0	4	252	1	126	0	0	0	1	97	0	0	0
鹿児島	10,060	470	2	99	2	122	4	216	16	811	23	1,340	1	60	5	195	2	132	0	0	0	0	0	0	8	34
沖縄	5,634	152	5	207	0	0	9	460	4	214	32	1,841	0	0	4	232	1	50	0	0	0	0	0	0	2	4
札幌市	7,339	430	2	105	1	58	4	216	10	538	48	2,849	0	0	4	223	1	52	0	0	0	0	1	28	0	0
仙台市	1,985	80	1	50	0	0	2	66	3	150	13	770	0	0	0	0	1	50	0	0	0	0	0	0	0	0
さいたま市	1,222	60	1	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉市	1,609	32	3	90	0	0	0	0	0	0	3	180	0	0	1	50	0	0	1	40	0	0	1	32	1	50
横浜市	5,393	395	3	151	0	0	3	130	6	294	13	644	0	0	3	132	3	80	0	0	0	0	1	40	1	16
川崎市	1,583	127	0	0	0	0	1	52	2	111	3	157	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋市	4,842	170	4	205	0	0	0	0	0	0	21	1,132	0	0	3	182	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都市	3,852	60	1	50	0	0	1	60	3	180	6	332	5	312	22	1,407	1	50	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市	277	1,073	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	22	0	0	0
神戸市	3,753	140	1	60	3	160	2	100	0	0	7	412	0	0	1	55	3	173	0	0	0	0	0	0	0	0
広島市	3,000	183	1	60	0	0	4	210	3	170	15	789	0	0	2	120	1	54	0	0	0	0	0	0	0	0
北九州市	4,131	220	4	144	0	0	8	390	3	155	17	928	0	0	4	220	1	32	0	0	0	0	0	0	1	44
福岡市	4,095	178	2	78	0	0	2	120	1	24	22	1,201	0	0	2	120	1	63	0	0	0	0	0	0	1	50
合計	353,699	15,645	149	7,356	32	1,697	228	11,656	336	17,750	1,324	73,526	53	2,764	265	14,167	75	3,842	4	238	15	928	22	789	57	1,625

(5) 都道府県別入院形態別在院患者数

(平成15年6月30日現在)

都道府県	措置	医療保護	任意	その他	計
1 北海道	61	2,678	9,967	394	13,100
2 青森	22	1,139	3,013	12	4,186
3 岩手	44	766	3,735	0	4,545
4 宮城	17	969	2,460	3	3,449
5 秋田	21	1,600	2,573	0	4,194
6 山形	20	1,142	2,077	0	3,239
7 福島	38	2,454	4,741	25	7,258
8 茨城	60	2,127	4,898	3	7,088
9 栃木	76	1,892	2,912	2	4,882
10 群馬	22	1,913	2,754	0	4,689
11 埼玉	150	4,845	5,791	328	11,114
12 千葉	35	4,342	6,575	0	10,952
13 東京	272	7,509	15,293	87	23,161
14 神奈川	41	3,402	3,260	1	6,704
15 新潟	29	3,999	2,843	13	6,884
16 富山	30	1,795	1,660	0	3,455
17 石川	13	1,626	2,087	0	3,726
18 福井	15	697	1,508	0	2,220
19 山梨	11	857	1,466	0	2,334
20 長野	54	1,148	3,771	0	4,973
21 岐阜	40	1,349	2,723	1	4,113
22 静岡	41	2,221	4,336	0	6,598
23 愛知	61	2,502	5,776	191	8,530
24 三重	19	1,529	3,309	0	4,857
25 滋賀	40	811	1,295	0	2,146
26 京都	9	792	1,606	0	2,407
27 大阪	84	6,976	10,791	448	18,299
28 兵庫	45	2,432	5,277	198	7,952
29 奈良	16	1,558	985	1	2,560
30 和歌山	20	931	1,441	0	2,392
31 鳥取	19	615	1,061	1	1,696
32 島根	19	1,122	1,335	17	2,493
33 岡山	28	1,744	3,508	132	5,412
34 広島	73	2,275	3,898	0	6,246
35 山口	19	2,885	3,082	0	5,986
36 徳島	37	910	3,089	1	4,037
37 香川	6	571	3,172	1	3,750
38 愛媛	59	1,936	2,671	0	4,666
39 高知	13	1,136	2,361	27	3,537
40 福岡	124	3,803	8,598	194	12,719
41 佐賀	54	1,245	2,878	35	4,212
42 長崎	51	1,816	5,871	22	7,760
43 熊本	86	3,247	5,232	0	8,565
44 大分	45	1,859	3,386	0	5,290
45 宮崎	5	1,092	4,695	0	5,792
46 鹿児島	107	3,160	6,361	0	9,628
47 沖縄	55	1,426	3,889	0	5,370
48 札幌	39	2,659	4,062	298	7,058
49 仙台	4	672	1,043	0	1,719
50 さいたま市	9	595	550	0	1,154
51 千葉	15	791	625	0	1,431
52 横浜	41	2,670	2,226	1	4,938
53 川崎	13	497	844	0	1,354
54 名古屋	71	1,705	2,648	1	4,425
55 京都	5	1,193	2,410	0	3,608
56 大阪	3	14	171	1	189
57 神戸	12	1,334	2,043	1	3,390
58 広島	85	1,046	1,730	20	2,881
59 北九州	39	1,002	2,798	0	3,839
60 福岡	24	1,131	2,761	2	3,918
合計	2,566	114,152	209,921	2,461	329,100

資料：精神保健福祉課調

(6) 都道府県別入院期間別在院患者数①

(平成15年6月30日)

	措置入院患者数								合計
	1ヶ月未満	～3ヶ月未	～6ヶ月未	～1年未満	～5年未満	～10年未満	～20年未満	20年以上	
北海道	2	6	4	2	16	4	5	22	61
青森	3	5	1	1	7	3	0	2	22
岩手	1	4	4	2	13	5	12	3	44
宮城	3	3	3	3	3	0	1	1	17
秋田	2	2	3	4	5	0	2	3	21
山形	0	2	3	3	4	6	0	2	20
福島	3	3	4	0	10	2	5	11	38
茨城	6	16	1	11	16	4	4	2	60
栃木	20	24	8	4	12	3	3	2	76
群馬	8	1	1	0	2	1	2	7	22
埼玉	19	22	16	16	26	19	4	28	150
千葉	6	6	8	3	5	6	1	0	35
東京	121	86	19	14	15	11	5	1	272
神奈川	18	8	2	6	4	2	1	0	41
新潟	10	6	3	1	2	2	1	4	29
富山	1	2	4	2	9	2	5	5	30
石川	0	2	2	3	1	3	2	0	13
福井	2	1	1	3	0	0	0	8	15
山梨	1	4	1	0	0	1	0	4	11
長野	6	10	3	4	17	5	2	7	54
岐阜	1	0	1	1	4	2	7	24	40
静岡	7	10	4	6	5	0	3	6	41
愛知	5	9	9	5	20	10	1	2	61
三重	3	2	1	0	1	1	3	8	19
滋賀	3	4	3	2	10	2	3	13	40
京都	3	1	1	2	1	0	1	0	9
大阪	26	21	12	8	13	2	2	0	84
兵庫	3	4	1	4	6	6	8	13	45
奈良	3	4	1	1	3	3	0	1	16
和歌山	4	4	1	1	2	0	0	8	20
鳥取	0	2	2	3	7	4	1	0	19
島根	2	10	1	3	2	0	0	1	19
岡山	2	9	1	1	9	2	1	3	28
広島	15	18	8	6	14	3	2	7	73
山口	3	4	1	0	5	0	1	5	19
徳島	1	3	2	0	8	6	4	13	37
香川	2	1	1	1	1	0	0	0	6
愛媛	3	6	1	2	13	6	5	23	59
高知	3	1	1	2	2	1	3	0	13
福岡	9	13	8	9	37	17	6	26	124
佐賀	2	3	5	7	11	5	2	19	54
長崎	5	3	5	11	9	4	6	8	51
熊本	10	13	14	6	22	8	2	11	86
大分	1	4	4	6	14	1	5	10	45
宮崎	1	1	1	1	0	0	0	1	5
鹿児島	10	8	8	3	16	10	15	37	107
沖縄	5	14	8	9	9	3	6	1	55
札幌市	0	7	1	1	11	4	4	11	39
仙台市	3	0	1	0	0	0	0	0	4
さいたま市	1	4	1	2	1	0	0	0	9
千葉市	3	6	2	2	2	0	0	0	15
横浜市	21	9	1	2	5	2	1	0	41
川崎市	5	2	2	2	1	0	1	0	13
名古屋市	4	3	6	10	31	7	6	4	71
京都市	3	0	0	0	0	2	0	0	5
大阪市	4	0	0	0	0	0	0	0	4
神戸市	1	0	3	2	1	3	0	2	12
広島市	18	20	8	6	15	10	4	4	85
北九州市	2	7	5	2	9	2	7	5	39
福岡市	1	4	2	3	8	0	0	6	24
合計	430	447	228	214	495	205	165	384	2,567

(6) 都道府県別入院期間別在院患者数②

(平成15年6月30日)

	医療保護入院患者数								
	1ヶ月未満	～3ヶ月未	～6ヶ月未	～1年未満	～5年未満	～10年未満	～20年未満	20年以上	合計
北海道	249	248	178	241	681	287	352	442	2,678
青森	117	143	111	145	282	129	110	102	1,139
岩手	59	102	54	57	190	100	98	106	766
宮城	72	116	100	92	278	128	93	90	969
秋田	123	151	131	176	443	196	158	222	1,600
山形	90	131	100	116	400	99	96	110	1,142
福島	176	202	200	213	649	277	284	453	2,454
茨城	140	190	140	177	590	261	263	366	2,127
栃木	114	134	105	134	514	270	272	349	1,892
群馬	118	141	117	134	485	233	279	406	1,913
埼玉	302	535	405	517	1,273	520	583	710	4,845
千葉	287	366	349	383	1,478	536	467	474	4,340
東京	811	1,068	717	789	2,047	798	666	613	7,509
神奈川	268	384	281	363	1,046	435	326	299	3,402
新潟	264	340	265	353	1,160	526	446	645	3,999
富山	149	156	119	155	578	238	174	226	1,795
石川	102	161	136	142	491	182	181	231	1,626
福井	77	83	54	75	166	95	66	81	697
山梨	80	77	40	68	234	87	105	166	857
長野	92	108	92	109	312	110	120	205	1,148
岐阜	122	130	92	91	362	132	173	247	1,349
静岡	219	236	177	197	579	221	262	330	2,221
愛知	174	181	162	199	652	352	404	378	2,502
三重	131	165	118	147	423	200	167	178	1,529
滋賀	64	82	51	88	234	87	96	109	811
京都	79	88	70	56	212	102	78	107	792
大阪	609	667	595	605	2,206	783	694	732	6,891
兵庫	163	181	134	166	614	313	380	481	2,432
奈良	96	153	89	125	447	206	201	241	1,558
和歌山	49	62	56	54	154	110	153	293	931
鳥取	36	58	46	55	171	86	87	76	615
島根	84	98	89	129	421	116	78	108	1,123
岡山	103	206	135	178	531	210	179	202	1,744
広島	133	206	165	204	705	337	242	283	2,275
山口	137	215	181	250	899	351	350	502	2,885
徳島	34	43	29	40	189	146	183	246	910
香川	54	59	40	57	157	63	66	75	571
愛媛	123	180	139	175	478	201	289	351	1,936
高知	103	108	88	111	342	129	115	140	1,136
福岡	242	329	288	358	1,284	498	433	371	3,803
佐賀	77	116	92	124	381	132	153	170	1,245
長崎	90	130	126	149	594	203	195	329	1,816
熊本	162	251	166	260	942	427	411	628	3,247
大分	108	179	123	159	512	203	239	336	1,859
宮崎	61	76	79	73	286	165	148	204	1,092
鹿児島	132	186	197	200	917	464	488	576	3,160
沖縄	110	160	121	151	491	145	147	101	1,426
札幌市	167	203	157	225	826	412	358	311	2,659
仙台市	47	74	71	144	213	50	32	41	672
さいたま市	42	51	28	39	191	76	67	101	595
千葉市	83	101	57	77	153	91	97	132	791
横浜市	184	276	213	266	909	320	261	241	2,670
川崎市	30	41	42	52	164	59	60	49	497
名古屋市	94	153	79	119	436	228	273	323	1,705
京都市	67	113	107	136	446	167	82	75	1,193
大阪市	5	4	2	3	0	0	0	0	14
神戸市	90	118	104	120	396	179	166	161	1,334
広島市	70	90	87	102	311	97	154	135	1,046
北九州市	76	83	93	86	335	113	111	105	1,002
福岡市	102	135	102	101	280	134	134	143	1,131
合計	8,242	10,823	8,484	10,310	33,140	13,815	13,345	15,907	114,066

(6) 都道府県別入院期間別在院患者数③

(平成15年6月30日)

	任意入院患者数								
	1ヶ月未満	～3ヶ月未	～6ヶ月未	～1年未満	～5年未満	～10年未満	～20年未満	20年以上	合計
北海道	755	811	599	831	3,122	1,434	1,190	1,225	9,967
青森	213	295	157	186	698	431	465	568	3,013
岩手	228	343	256	307	1,056	531	557	457	3,735
宮城	163	207	147	191	652	410	369	321	2,460
秋田	167	218	149	160	651	412	389	427	2,573
山形	200	215	140	165	591	301	243	222	2,077
福島	295	295	249	259	1,141	782	790	930	4,741
茨城	209	262	206	260	1,056	794	913	1,198	4,898
栃木	123	190	152	201	700	409	501	636	2,912
群馬	213	186	141	198	699	455	418	444	2,754
埼玉	415	543	440	587	1,556	748	728	774	5,791
千葉	428	467	328	367	1,791	1,068	1,145	983	6,577
東京	1,352	1,433	1,060	1,130	4,247	2,247	1,951	1,873	15,293
神奈川	268	434	229	241	933	487	354	314	3,260
新潟	200	244	193	208	625	425	397	551	2,843
富山	195	126	83	88	397	289	220	262	1,660
石川	118	152	104	165	534	310	289	415	2,087
福井	125	135	93	96	322	205	227	305	1,508
山梨	119	123	79	81	300	218	229	317	1,466
長野	387	350	231	267	1,004	540	445	547	3,771
岐阜	184	201	160	149	620	427	499	483	2,723
静岡	282	366	311	340	1,031	649	676	681	4,336
愛知	389	474	335	444	1,557	932	891	754	5,776
三重	201	271	146	220	831	498	523	619	3,309
滋賀	97	100	77	83	344	181	168	245	1,295
京都	85	127	99	93	439	227	247	289	1,606
大阪	884	1,060	681	720	3,104	1,618	1,358	1,102	10,527
兵庫	303	316	307	408	1,603	869	711	760	5,277
奈良	79	74	50	59	257	134	139	193	985
和歌山	77	99	71	78	370	222	175	349	1,441
鳥取	81	66	62	80	284	165	158	165	1,061
島根	159	149	88	90	342	194	160	152	1,334
岡山	283	326	261	302	1,040	439	421	436	3,508
広島	246	292	259	305	1,222	590	483	501	3,898
山口	200	200	181	236	849	469	396	551	3,082
徳島	140	164	164	196	774	571	495	585	3,089
香川	181	232	171	217	881	436	433	621	3,172
愛媛	177	214	155	161	652	416	420	476	2,671
高知	212	212	162	202	630	314	307	322	2,361
福岡	517	710	515	634	2,661	1,269	1,221	1,071	8,598
佐賀	178	220	201	253	880	380	383	383	2,878
長崎	337	403	321	418	1,780	788	857	967	5,871
熊本	361	466	319	348	1,456	771	620	891	5,232
大分	166	252	215	288	1,111	515	439	400	3,386
宮崎	285	306	280	364	1,282	748	656	774	4,695
鹿児島	281	401	348	423	1,750	1,081	999	1,078	6,361
沖縄	297	305	232	262	1,190	684	597	322	3,889
札幌市	402	398	239	355	1,229	600	457	382	4,062
仙台市	83	134	66	116	239	132	125	148	1,043
さいたま市	30	45	24	28	176	86	69	92	550
千葉市	33	47	32	45	116	86	101	165	625
横浜市	265	267	132	154	564	369	255	220	2,226
川崎市	74	81	80	47	190	131	130	111	844
名古屋市	172	226	138	199	656	451	414	392	2,648
京都市	139	168	135	165	732	483	298	288	2,408
大阪市	85	44	14	15	11	1	0	0	170
神戸市	187	209	130	162	577	332	257	189	2,043
広島市	177	155	120	130	484	244	239	181	1,730
北九州市	191	264	188	193	866	391	395	310	2,798
福岡市	243	285	179	200	758	400	393	303	2,761
合計	14,936	17,358	12,684	15,170	57,613	31,789	29,385	30,720	209,655

(6) 都道府県別入院期間別在院患者数④

(平成15年6月30日)

	その他入院患者数								合計
	1ヶ月未満	～3ヶ月末	～6ヶ月末	～1年未満	～5年未満	～10年未満	～20年未満	20年以上	
北海道	13	16	23	4	20	11	49	258	394
青森	5	3	2	2	0	0	0	0	12
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	1	1	1	0	0	0	0	3
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	4	3	1	1	7	4	3	2	25
茨城	0	0	1	1	1	0	0	0	3
栃木	1	0	0	0	1	0	0	0	2
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	0	0	21	30	100	177	328
千葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	13	13	15	15	26	1	3	1	87
神奈川	0	0	0	0	1	0	0	0	1
新潟	3	2	3	1	3	0	1	0	13
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	1	0	0	0	0	0	0	0	1
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知	1	2	1	3	17	19	46	102	191
三重	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪	6	10	12	9	54	46	138	173	448
兵庫	0	0	0	2	66	95	35	0	198
奈良	0	0	0	0	0	1	0	0	1
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	0	0	1	0	0	0	0	0	1
島根	0	3	1	1	10	1	1	0	17
岡山	21	7	21	23	46	9	5	0	132
広島	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	1	0	0	0	1
香川	0	1	0	0	0	0	0	0	1
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	3	2	0	0	11	8	2	1	27
福岡	0	14	16	32	83	27	20	2	194
佐賀	0	2	2	2	20	8	0	1	35
長崎	8	2	3	0	9	0	0	0	22
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0
札幌市	5	3	3	3	40	29	59	156	298
仙台市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さいたま市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横浜市	0	1	0	0	0	0	0	0	1
川崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋市	1	0	0	0	0	0	0	0	1
京都市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市	0	0	0	0	0	0	1	0	1
神戸市	1	0	0	0	0	0	0	0	1
広島市	12	7	1	0	0	0	0	0	20
北九州市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡市	1	0	0	0	0	1	0	0	2
合計	99	92	107	100	437	290	463	873	2,461

(6) 都道府県別入院期間別在院患者数⑤

(平成15年6月30日)

	在院患者数								合計
	1ヶ月未満	～3ヶ月未	～6ヶ月未	～1年未満	～5年未満	～10年未満	～20年未満	20年以上	
北海道	1,019	1,081	804	1,078	3,839	1,736	1,596	1,947	13,100
青森	338	446	271	334	987	563	575	672	4,186
岩手	288	449	314	366	1,259	636	667	566	4,545
宮城	238	327	251	287	933	538	463	412	3,449
秋田	292	371	283	340	1,099	608	549	652	4,194
山形	290	348	243	284	995	406	339	334	3,239
福島	478	503	454	473	1,807	1,065	1,082	1,396	7,258
茨城	355	468	348	449	1,663	1,059	1,180	1,566	7,088
栃木	258	348	265	339	1,227	682	776	987	4,882
群馬	339	328	259	332	1,186	689	699	857	4,689
埼玉	736	1,100	861	1,120	2,876	1,317	1,415	1,689	11,114
千葉	721	839	685	753	3,274	1,610	1,613	1,457	10,952
東京	2,297	2,600	1,811	1,948	6,335	3,057	2,625	2,488	23,161
神奈川	554	826	512	610	1,984	924	681	613	6,704
新潟	477	592	464	563	1,790	953	845	1,200	6,884
富山	345	284	206	245	984	529	399	493	3,485
石川	220	315	242	310	1,026	495	472	646	3,726
福井	204	219	148	174	488	300	293	394	2,220
山梨	200	204	120	149	534	306	334	487	2,334
長野	485	468	326	380	1,333	655	567	759	4,973
岐阜	308	331	253	241	986	561	679	754	4,113
静岡	508	612	492	543	1,615	870	941	1,017	6,598
愛知	569	666	507	651	2,246	1,313	1,342	1,236	8,530
三重	335	438	265	367	1,255	699	693	805	4,857
滋賀	164	186	131	173	588	270	267	367	2,146
京都	167	216	170	151	652	329	326	396	2,407
大阪	1,525	1,760	1,300	1,342	5,377	2,449	2,193	2,004	17,950
兵庫	469	501	442	580	2,289	1,283	1,134	1,254	7,952
奈良	178	231	140	185	707	344	340	435	2,560
和歌山	130	165	128	133	526	332	328	650	2,392
鳥取	117	126	111	138	462	255	246	241	1,696
島根	245	260	179	223	775	311	239	261	2,493
岡山	409	548	418	504	1,626	660	606	641	5,412
広島	394	516	432	515	1,941	930	727	791	6,246
山口	340	419	363	486	1,753	820	747	1,058	5,986
徳島	175	210	195	236	972	723	682	844	4,037
香川	237	293	212	275	1,039	499	499	696	3,750
愛媛	303	400	295	338	1,143	623	714	850	4,666
高知	321	323	251	315	985	452	427	463	3,537
福岡	768	1,066	827	1,033	4,065	1,811	1,679	1,470	12,719
佐賀	257	341	300	386	1,292	525	538	573	4,212
長崎	440	538	455	578	2,392	995	1,058	1,304	7,760
熊本	533	730	499	614	2,420	1,206	1,033	1,530	8,565
大分	275	435	342	453	1,637	719	683	746	5,290
宮崎	347	383	360	438	1,568	913	804	979	5,792
鹿児島	423	595	553	626	2,683	1,555	1,502	1,691	9,628
沖縄	412	479	361	422	1,690	832	750	424	5,370
札幌市	574	611	400	584	2,106	1,045	878	860	7,058
仙台市	133	208	138	260	452	182	157	189	1,719
さいたま市	73	100	53	69	368	162	136	193	1,154
千葉市	119	154	91	124	271	177	198	297	1,431
横浜市	470	553	346	422	1,478	691	517	461	4,938
川崎市	109	124	124	101	355	190	191	160	1,354
名古屋市	271	382	223	328	1,123	686	693	719	4,425
京都市	209	281	242	301	1,178	652	380	363	3,606
大阪市	94	47	16	18	11	1	1	0	188
神戸市	279	327	237	284	974	514	423	352	3,390
広島市	277	272	216	238	810	351	397	320	2,881
北九州市	269	354	286	281	1,210	506	513	420	3,839
福岡市	347	424	283	304	1,046	535	527	452	3,918
合計	23,707	28,721	21,503	25,794	91,685	46,099	43,358	47,881	328,748

(7) 精神障害者診察、申請・通報・届出状況の推移

年次	申請・通報・届出件数						総計	調査により診察の必要がないと認められた者	診察を受けた者		
	一般からの申請	警察官からの通報	検察官からの通報	保護観察所の長からの通報	矯正施設の長からの通報	精神病院の管理者からの届出			精神障害者		
									法第29条該当症状の者	法第29条該当症状でなかった者	精神障害者でなかった者
昭和41年	23,433	6,046	1,165	116	749	543	32,052	2,300	18,258	10,481	76
45	17,163	5,981	997	125	487	908	25,661	1,766	16,820	6,625	76
50	9,084	5,107	1,156	38	364	720	16,469	1,930	9,383	4,617	126
55	3,525	4,152	1,137	30	341	371	9,556	1,956	4,791	2,433	82
56	3,036	4,150	1,126	32	328	292	8,964	2,277	4,110	2,452	66
57	2,213	4,394	1,169	30	327	257	8,390	2,405	3,438	2,376	69
58	2,056	3,761	1,100	24	279	260	7,480	2,007	3,293	2,030	62
59	1,744	3,611	1,090	26	250	231	6,952	1,977	3,060	1,851	54
60	1,336	3,510	1,190	16	263	165	6,480	1,990	2,727	1,715	45
61	1,125	3,485	1,007	14	264	145	6,040	2,037	2,313	1,639	43
62	790	3,270	1,077	18	234	91	5,480	1,905	1,947	1,582	44
63	740	3,644	1,100	13	276	91	5,864	1,913	2,239	1,629	48
平成元年	734	3,511	1,071	26	295	65	5,702	1,850	2,246	1,624	-
2	581	3,665	1,058	12	278	52	5,646	1,902	2,164	1,586	-
3	533	3,581	1,026	19	246	55	5,460	1,745	2,283	1,421	-
4	458	3,710	1,029	16	277	54	5,544	1,655	2,530	1,370	-
5	463	3,788	1,077	13	253	48	5,642	1,769	2,643	1,257	-
6	501	3,859	1,096	12	230	60	5,758	1,721	2,732	1,230	-
7	394	4,202	1,031	10	231	61	5,929	1,612	3,074	1,196	-
8	470	4,547	1,080	14	257	49	6,417	1,815	3,430	1,156	-
9	386	4,827	1,028	13	237	49	6,540	2,004	3,358	1,164	-
10	414	4,707	977	11	311	52	6,472	2,126	3,240	1,091	-
11	434	5,245	951	14	325	45	7,014	2,323	3,497	1,177	-
12	511	7,557	1,075	7	397	44	9,591	3,402	4,546	1,641	-
13	480	8,012	1,041	9	495	60	10,097	3,716	4,497	1,875	-
14	563	8,487	1,096	10	852	45	11,053	4,252	4,792	2,009	-
15	526	8,876	1,055	16	1,266	37	11,776	4,768	4,965	2,028	-

資料：精神保健福祉課調べ（保健・衛生行政報告例より作成）

(8) 都道府県別疾患名別在院患者数

(平成15年6月30日)

	症状性を含む器質性精神障害(F0)				精神作用物質による精神及び行動の障害(F1)										精神発達遅滞(F7)	心理的発達遅滞(F8)	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害(F9)	てんかん	その他	合計
	計	アルツハイマー病の痴呆(F00)	血管性痴呆(F01)	上記以外の症状性を含む器質性精神障害(F02-09)	計	アルコール使用による精神及び行動の障害(F10)	覚せい剤による精神及び行動の障害	アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害	精神分裂病、分裂病型障害及び妄想性障害(F2)	気分(感情)障害(F3)	神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害(F4)	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群(F5)	成人の人格及び行動の障害(F6)							
北海道	2,931	722	1,279	930	922	878	12	32	6,467	1,123	347	47	67	423	16	6	387	364	13,100	
青森	723	172	366	185	210	201	2	7	2,615	270	127	13	28	91	12	3	86	8	4,186	
岩手	577	218	217	142	296	287	3	6	2,852	330	117	12	23	166	0	9	101	62	4,545	
宮城	643	176	290	177	119	109	6	4	2,026	357	66	8	12	75	1	5	106	31	3,449	
秋田	926	306	484	136	224	210	9	5	2,285	359	83	8	15	150	4	0	111	29	4,194	
山形	609	173	323	113	124	121	0	3	1,836	302	144	3	28	93	1	1	62	36	3,239	
福島	1,278	287	582	409	279	256	13	10	4,466	409	153	7	50	370	3	2	183	58	7,258	
茨城	833	167	335	331	283	251	15	17	5,032	325	123	11	22	218	3	8	156	74	7,088	
栃木	481	105	117	259	156	138	9	9	3,404	366	68	5	15	175	1	11	129	71	4,882	
群馬	429	101	143	185	213	185	22	6	3,387	285	100	20	23	126	1	2	89	14	4,689	
埼玉	2,838	823	1,057	958	298	262	14	22	6,641	672	200	26	35	193	17	4	147	43	11,114	
千葉	1,789	576	435	778	641	594	34	13	7,078	738	279	19	64	115	9	11	126	83	10,952	
東京	3,103	1,191	996	916	1,164	1,014	81	69	14,711	1,994	446	89	290	521	83	259	358	143	23,161	
神奈川	1,578	560	635	383	408	380	19	9	3,821	484	137	32	44	78	7	5	88	22	6,704	
新潟	1,454	567	557	330	250	238	1	11	3,740	637	142	24	63	314	1	2	138	119	6,884	
富山	657	196	231	230	114	113	0	1	2,145	271	90	4	26	101	4	6	61	6	3,485	
石川	833	268	332	233	72	71	0	1	2,230	252	89	1	18	112	1	3	86	29	3,726	
福井	390	188	71	131	77	72	0	5	1,363	218	72	9	14	36	1	7	20	13	2,220	
山梨	224	99	53	72	101	91	8	2	1,617	161	51	10	13	98	2	1	38	18	2,334	
長野	520	189	159	172	283	274	3	6	3,372	386	121	15	42	90	1	3	105	35	4,973	
岐阜	419	107	187	125	161	151	1	9	2,799	290	124	5	38	115	1	5	108	48	4,113	
静岡	823	287	314	222	399	357	24	18	4,340	462	218	13	23	125	2	1	82	110	6,598	
愛知	842	185	317	340	549	492	19	38	5,578	631	170	5	65	386	15	12	174	103	8,530	
三重	511	101	100	310	206	194	5	7	3,078	340	198	9	30	146	39	26	83	191	4,857	
滋賀	352	134	91	127	62	55	4	3	1,283	213	78	10	12	37	3	14	52	30	2,146	
京都	466	89	196	181	37	31	3	3	1,563	206	35	2	13	31	5	7	30	12	2,407	
大阪	3,321	987	962	1,365	1,268	1,084	103	80	10,994	1,214	198	73	89	350	52	22	217	149	17,950	
兵庫	1,494	351	441	702	297	283	15	13	4,933	356	172	14	23	239	4	16	122	282	7,952	
奈良	499	221	204	74	90	86	9	15	1,609	215	37	6	14	62	1	2	14	11	2,560	
和歌山	143	52	28	63	60	51	2	7	1,920	118	38	2	19	66	1	5	15	5	2,392	
鳥取	224	91	59	74	99	95	2	2	1,130	119	32	1	19	28	1	3	19	21	1,696	
島根	593	209	246	138	108	106	1	1	1,358	210	77	4	16	49	0	8	29	41	2,493	
岡山	1,376	463	642	271	246	230	7	9	2,940	349	140	19	23	139	9	0	75	96	5,412	
広島	1,408	536	535	337	587	557	24	6	3,396	401	56	20	26	201	1	2	91	57	6,246	
山口	1,351	523	550	278	297	291	2	4	3,499	271	81	3	59	179	4	10	89	143	5,986	
徳島	373	43	100	230	191	175	11	5	2,922	142	75	15	39	145	1	2	87	44	4,037	
香川	596	165	204	227	242	217	16	9	2,408	183	50	4	19	121	1	2	85	39	3,750	
愛媛	687	250	177	260	246	226	15	5	3,068	260	93	3	51	109	2	7	95	45	4,666	
高知	628	222	287	119	296	285	7	4	2,108	227	69	6	14	89	1	10	58	31	3,537	
福岡	2,736	717	1,250	768	997	850	98	49	6,696	891	287	50	222	428	6	6	192	208	12,719	
佐賀	982	407	317	258	205	180	7	18	2,396	254	94	8	39	98	5	2	51	78	4,212	
長崎	1,302	434	476	392	551	535	5	11	4,589	512	126	8	62	351	4	6	170	79	7,760	
熊本	1,797	475	786	536	439	396	20	23	4,948	452	137	37	72	353	4	29	206	91	8,565	
大分	1,138	568	429	141	311	305	3	3	3,248	284	57	6	9	115	2	7	105	8	5,290	
宮崎	1,455	401	708	346	387	382	1	4	3,040	304	88	4	21	321	9	0	123	40	5,792	
鹿児島	1,610	491	715	404	480	466	5	9	6,003	642	90	1	47	318	1	56	236	144	9,628	
沖縄	1,081	249	418	414	228	216	2	10	3,572	179	67	8	8	32	0	5	41	149	5,370	
札幌市	1,071	397	391	283	488	450	20	18	3,804	727	217	48	56	373	28	4	204	35	7,055	
仙台市	498	133	202	163	67	62	1	4	875	163	48	9	6	5	0	1	23	24	1,719	
さいたま市	41	4	13	24	20	16	1	3	1,005	37	15	3	2	16	0	1	11	3	1,154	
千葉市	121	12	34	75	80	40	29	11	1,040	96	51	3	9	19	0	3	9	1	1,432	
横浜市	744	366	149	229	258	205	29	24	3,187	389	134	13	42	53	7	13	69	29	4,938	
川崎市	175	63	95	17	20	19	0	1	995	117	27	3	4	2	0	9	2	1,354		
名古屋市	297	38	60	199	208	186	12	10	3,252	347	80	7	45	73	4	1	73	38	4,425	
京都市	1,466	763	597	106	159	151	4	4	1,579	226	54	8	21	73	2	0	42	10	3,606	
大阪市	9	2	2	5	4	3	0	1	65	75	19	4	6	0	2	3	1	188		
神戸市	337	94	96	147	273	244	10	19	2,246	193	59	11	12	66	6	1	52	134	3,390	
広島市	475	175	172	128	202	177	17	8	1,682	252	53	13	62	53	2	2	34	51	2,881	
北九州市	839	366	339	134	215	187	15	13	2,131	308	39	12	53	130	1	15	46	50	3,839	
福岡市	644	233	256	155	195	178	9	8	2,283	365	132	7	48	169	0	3	44	28	3,918	
合計	57,740	18,488	21,807	17,437	17,462	15,919	809	727	200,850	22,959	6,770	840	2,330	9,176	392	659	5,845	3,919	328,746	

(9) 都道府県別年間入退院患者数等(精神病床)

(平成15年)

	年間在院 患者延数	年間新入院 患者数	年間退院 患者数	平均在院 日数
北海道	4,796,321人	14,631人	14,940人	326.5日
青森県	1,523,265	4,889	4,999	308.1
岩手県	1,655,812	4,253	4,305	387.0
宮城県	1,260,160	3,609	3,476	327.9
秋田県	1,541,187	4,555	4,745	331.4
山形県	1,189,896	4,364	4,455	269.8
福島県	2,646,665	6,259	6,477	415.6
茨城県	2,586,520	5,303	5,450	481.1
栃木県	1,779,572	4,277	4,249	417.4
群馬県	1,839,626	5,054	5,140	360.9
埼玉県	4,055,904	10,952	10,792	375.0
千葉県	3,987,607	10,055	10,173	368.6
東京都	8,440,263	32,966	33,557	253.8
神奈川県	2,448,116	8,026	8,500	292.1
新潟県	2,534,363	7,243	7,391	346.4
富山県	1,276,620	3,654	3,712	346.6
石川県	1,366,141	3,683	3,793	365.5
福井県	808,864	2,942	2,926	275.7
山梨県	845,776	2,465	2,491	341.3
長野県	1,831,100	6,768	6,840	269.1
岐阜県	1,493,289	4,682	4,736	317.1
静岡県	2,409,381	7,652	7,708	313.7
愛知県	3,099,446	8,250	8,317	377.0
三重県	1,774,488	5,557	5,873	310.5
滋賀県	784,665	2,402	2,433	324.6
京都府	903,616	2,689	2,722	388.1
大阪府	6,673,028	20,245	20,508	313.7
兵庫県	2,899,590	6,195	6,217	420.8
奈良県	937,046	2,439	2,479	381.1
和歌山県	869,120	1,876	1,926	457.2
鳥取県	621,980	1,916	1,921	324.2
島根県	914,019	3,361	3,412	269.9
岡山県	1,966,757	7,118	7,321	272.4
広島県	2,279,772	5,624	5,720	340.1
山口県	2,197,536	5,109	5,204	426.2
徳島県	1,466,764	2,489	2,617	574.5
香川県	1,365,132	3,427	3,490	394.7
愛媛県	1,708,826	4,465	4,433	384.1
高知県	1,289,903	4,674	4,709	274.9
福岡県	4,755,510	11,226	11,416	380.9
佐賀県	1,543,781	3,659	3,744	417.1
長崎県	2,830,913	6,267	6,484	444.0
熊本県	3,131,668	8,210	8,328	378.7
大分県	1,941,955	4,723	4,710	411.7
宮崎県	2,117,220	4,667	4,748	449.8
鹿児島県	3,524,614	6,322	6,341	556.7
沖縄県	1,959,865	5,899	5,986	329.8
札幌市	2,559,436	7,743	7,748	330.4
仙台市	623,893	2,193	2,212	283.3
さいたま市	417,315	1,062	1,054	394.4
千葉市	524,404	2,103	2,151	246.5
横浜市	1,803,371	6,008	5,955	301.5
川崎市	501,969	2,030	2,033	247.1
名古屋市	1,627,812	4,193	4,315	382.7
京都市	1,317,592	3,011	3,026	436.5
大阪市	69,118	1,088	1,143	62.0
神戸市	1,249,251	3,614	3,691	342.0
広島市	1,049,947	4,127	4,108	255.0
北九州市	1,404,076	3,934	3,939	356.7
福岡市	1,424,543	4,607	4,696	306.3
全国	120,446,389	342,804	347,985	348.3

資料:精神保健福祉課調べ(病院報告より作成)

(10) 精神病院の平均在院日数

年	平均在院日数
昭和55年	535日
昭和60年	536日
昭和63年	509日
平成元年	496日
平成2年	490日
平成3年	492日
平成4年	486日
平成5年	471日
平成6年	468日
平成7年	455日
平成8年	441日
平成9年	424日
平成10年	406日
平成11年	390日
平成12年	377日
平成13年	374日
平成14年	364日
平成15年	349日

資料：精神保健福祉課調べ(病院報告より作成)

(11) 都道府県別・入院形態別実地審査状況

(平成15年度)

都道府県	措置	医療保護	任意	その他	計
1 北海道	59	186	90	0	335
2 青森	15	104	70	0	189
3 岩手	47	121	46	0	214
4 宮城	14	67	9	0	90
5 秋田	14	118	120	0	252
6 山形	16	364	79	0	459
7 福島	45	139	3	0	187
8 茨城	44	99	0	0	143
9 栃木	33	20	0	0	53
10 群馬	14	125	62	0	201
11 埼玉	103	82	98	0	283
12 千葉	27	28	0	0	55
13 東京	0	0	0	0	0
14 神奈川	22	145	18	0	185
15 新潟	21	320	0	0	341
16 富山	28	106	66	0	200
17 石川	14	53	14	0	81
18 福井	12	59	18	0	89
19 山梨	10	157	36	0	203
20 長野	48	88	102	0	238
21 岐阜	38	88	22	0	148
22 静岡	27	0	0	0	27
23 愛知	73	77	0	0	150
24 三重	20	88	63	0	171
25 滋賀	29	7	0	0	36
26 京都	6	17	0	0	23
27 大阪	10	4	0	0	14
28 兵庫	52	67	0	0	119
29 奈良	17	20	24	0	61
30 和歌山	13	32	6	0	51
31 鳥取	15	26	0	0	41
32 島根	19	16	0	0	35
33 岡山	16	42	16	0	74
34 広島	90	178	14	0	282
35 山口	18	61	26	1	106
36 徳島	36	37	0	0	73
37 香川	6	112	12	0	130
38 愛媛	57	99	58	0	214
39 高知	12	212	42	0	266
40 福岡	90	162	54	0	306
41 佐賀	50	166	20	0	236
42 長崎	39	52	36	0	127
43 熊本	46	67	12	0	125
44 大分	43	91	10	0	144
45 宮崎	4	11	0	0	15
46 鹿児島	103	298	106	0	507
47 沖縄	46	47	32	0	125
48 札幌	36	2,696	3,935	168	6,835
49 仙台	15	46	0	0	61
50 さいたま市	3	11	5	0	19
51 千葉	0	12	0	0	12
52 横浜	26	67	0	0	93
53 川崎	7	14	0	0	21
54 名古屋	60	46	0	0	106
55 京都	5	13	13	0	31
56 大阪	13	4	4	0	21
57 神戸	5	21	0	0	26
58 広島	59	96	0	0	155
59 北九州	38	23	0	0	61
60 福岡	28	41	0	0	69
合計	1,856	7,548	5,341	169	14,914

資料：精神保健福祉課調

(12) 精神医療審査会の審査状況

(平成15年度)

	定期報告(医療保護入院)			定期報告(措置入院)			退院請求		処遇改善請求	
	審査件数	審査結果		審査件数	審査結果		審査件数	審査結果 入院又は処 遇は不適当	審査件数	審査結果 入院又は処 遇は不適当
		移 行	入院継続 不 要		移 行	入院継続 不 要				
1 北海道	1,801	0	0	103	0	0	16	0	1	0
2 青森県	678	0	0	30	0	0	39	1	1	0
3 岩手県	451	1	0	74	1	0	3	0	0	0
4 宮城県	640	0	0	17	0	0	9	0	2	0
5 秋田県	1,082	0	0	24	0	0	14	3	3	2
6 山形県	721	0	0	28	0	0	11	0	0	0
7 福島県	1,785	0	0	66	0	0	25	0	5	0
8 茨城県	1,484	0	0	74	0	0	18	0	0	0
9 栃木県	1,444	0	0	63	0	0	14	1	2	1
10 群馬県	1,629	0	0	24	0	0	15	0	0	0
11 埼玉県	3,153	0	0	200	0	0	26	1	2	1
12 千葉県	3,036	0	0	42	0	0	41	0	5	2
13 東京都	4,399	0	0	121	0	0	129	1	1	0
14 神奈川県	2,088	0	0	21	0	0	49	0	4	0
15 新潟県	2,924	0	0	28	0	0	48	0	11	0
16 富山県	1,365	0	0	45	0	0	21	0	1	1
17 石川県	1,123	0	0	15	0	0	24	1	1	0
18 福井県	439	0	0	22	0	0	4	0	0	0
19 山梨県	627	0	0	17	0	0	15	2	2	0
20 長野県	828	0	0	76	0	0	18	0	0	0
21 岐阜県	985	0	0	71	0	0	18	0	2	1
22 静岡県	1,501	0	0	42	0	0	29	2	3	0
23 愛知県	1,860	0	0	114	0	0	67	6	2	0
24 三重県	1,035	0	0	32	0	0	17	1	1	0
25 滋賀県	558	0	0	56	0	0	19	2	1	0
26 京都府	99	0	0	4	0	0	69	0	4	0
27 大阪府	4,849	0	0	37	0	0	136	9	22	2
28 兵庫県	1,659	0	0	79	0	0	53	4	12	3
29 奈良県	1,159	0	0	18	0	0	41	1	6	0
30 和歌山県	737	0	0	17	0	0	12	0	0	0
31 鳥取県	438	0	0	28	0	0	15	0	3	0
32 島根県	833	0	0	13	0	0	36	0	1	1
33 岡山県	1,193	0	0	32	1	0	71	2	5	0
34 広島県	1,632	0	0	112	0	0	44	4	3	0
35 山口県	2,172	0	0	19	0	0	26	0	2	0
36 徳島県	714	0	0	60	0	0	15	0	0	0
37 香川県	377	3	2	7	0	0	53	3	4	1
38 愛媛県	1,390	0	1	98	0	0	22	1	0	0
39 高知県	761	0	0	13	0	0	23	0	0	0
40 福岡県	2,819	0	0	169	0	0	114	41	8	2
41 佐賀県	874	0	0	92	0	0	29	4	1	0
42 長崎県	1,327	0	0	75	2	0	44	0	3	0
43 熊本県	2,465	0	0	122	0	0	37	0	1	0
44 大分県	1,312	0	0	69	0	0	16	1	1	0
45 宮崎県	781	0	0	5	0	0	9	0	1	0
46 鹿児島県	2,434	0	0	165	0	0	48	7	1	0
47 沖縄県	929	0	0	56	0	0	27	2	0	0
48 札幌市	2,034	2	0	55	0	0	20	0	0	0
49 仙台市	451	0	0	2	0	0	15	0	0	0
50 さいたま市	412	0	0	1	0	0	9	1	0	0
51 千葉市	529	0	0	4	0	0	23	0	0	0
52 横浜市	1,821	0	0	22	0	0	39	0	6	0
53 川崎市	358	0	0	11	0	0	15	0	0	0
54 名古屋市	1,273	0	0	98	1	0	38	2	2	0
55 京都市	884	0	0	4	0	0	34	1	6	0
56 大阪市	3	0	0	15	0	0	17	0	1	0
57 神戸市	1,022	2	0	10	0	0	9	0	3	1
58 広島市	732	0	0	58	1	0	59	1	2	0
59 北九州市	687	0	0	70	0	0	32	8	3	1
60 福岡市	719	0	0	55	0	0	56	4	2	0
合計	79,515	8	3	3,100	6	0	1,995	117	153	19

資料：精神保健福祉課調べ(保健・衛生行政報告例より作成)

3. 精神科救急医療システム整備事業実施状況

No. 1

平成17年2月1日現在

都道府県名	事業名	圏域の数	精神科救急情報センター	精神科救急医療施設(空床確保)	救急医療指定施設数	窓口(受付時間、ｽﾀｯﾌ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
北海道(10'～)	北海道精神科救急医療システム整備事業	8	なし	・輪番制(夜間・休日・土曜) ・空床は各圏域毎に1床以上確保 道南 → 4病院 道央(釧路・帯広) → 29病院 道央(札幌・旭川) → 9病院 道央(札幌) → 16病院 道北 → 6病院 オホーツク → 3病院 十勝 → 2病院 釧路・根室 → 4病院	73	各当番病院 ・休日 日曜、祝祭日及び12/29～1/3まで [9:00~17:00] ・夜間 [17:00~9:00] ・土曜 [12:00~17:00]	・24条による診察 ・警察 ・家族 ・保健所 ・依頼者	・合併症受入協力病院(63病院) ・遠隔地域支援病院(46病院)	・連絡調整委員会～道、道精神科病院協会、道医師会、道警、消防、大学、保健所長会、札幌市、各圏域代表者等で構成。 ・ブロック調整会議～各圏域毎に保健所、群医師会、警察、消防、医療機関等で構成。
青森県(11'～)	青森県精神科救急医療システム整備事業	6	・各圏域の当番病院 夜間 [17:00~9:00] 休日 [9:00~17:00] ・平日日中(9時~17時)は保健所が担当	・各圏域毎に精神科救急医療病院が輪番制により1日1床を確保	19	・各圏域毎の当番精神科救急医療病院 ・受付時間 夜間[17:00~9:00] 休日[9:00~17:00] ・スタッフ 医師、看護婦等	・家族もしくは依頼者 ・緊急措置を要する場合は保健所	・圏域内の各医療機関 ・県立病院	・青森県精神科救急医療システム連絡調整委員会 ・各圏域毎の地域精神科救急医療システム連絡調整委員会
岩手県(9'～)	岩手県精神科救急医療システム運営事業	4 県北 盛岡 岩手 県南	なし	・精神科救急医療施設4ヶ所 (各施設毎に365日1床確保)	4	各精神科救急医療施設 夜間[17:00~9:00] 休日[9:00~17:00]	家族 合併症等の患者は消防機関等	民間及び公立精神科病院18ヶ所	岩手県精神科救急医療システム連絡調整委員会 ・県医師会 ・日精協県支部 ・消防 ・岩手医大等で構成
宮城県(9'～)	宮城県精神科救急医療体制整備事業	1	県精神医療センター 平日夜間 [17:00~22:00] 休日昼間 [9:00~17:00] 休日夜間 [17:00~22:00]	休日昼間 国立、県立、指定、非指定病院の中で当該病院管理者の同意に基づき知事が指定する病院 輪番制 2病院(空床、各病院1床) 通年夜間 県立精神医療センター(空床1床)	29	精神科救急情報センター 休日昼間 各当番病院 [9:00~17:00]	本人、家族	休日夜間 当番病院が必要に応じて参加病院、県警本部、消防等に要請 夜間 輪番制参加 28病院	県医師会、県精神科病院協会、県消防長会、県警本部、消防等で構成
山形県(12'～)	山形県精神科応急移送医療事業	2	なし	輪番制 ①村山・置賜地区 4病院 24時間365日 1床 ②最上・庄内地区 2病院 24時間365日 1床	6	・当番精神科救急医療施設(各圏域) 24時間365日 ・各保健所(全4保健所) 24時間365日 (但し、数間は連絡網による)	・本人 ・保護者 ・保健所	主治医のいる精神科医療機関	・システム運営委員会(構成) ・医療関係者 ・警察 ・消防 ・保健所等

都道府 県名	事業名	圏域 の数	精神科救急情報 センター	精神科救急医療施設 (空床確保)	救急医 療指定 施設数	窓 口 (受付時間、ｽﾀｯﾌ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
秋田県 (12'～)	秋田県精神科 救急医療シス テム整備事業	5	なし	・秋田周辺精神科救急 医療圏→8病院輪番制 ・他4医療圏→地域拠 点病院 ・全県拠点病院→県立 リハビリテーション・精神医療 センター ・その他に合併症拠点 病院 (各圏域1床確保)	18	各救急指定病院 平日夜間 [17:00～9:00] 休日等 [24時間体制]	・家族等 ・警察 ・消防 ・県(保健所)	県内の精神病床 を有する病院	・県医師会 ・日精協県支部 ・県警 ・消防 ・県立病院 ・精神保健福祉セ ンター等
福島県 (10'～)	福島県精神科 救急医療シス テム整備事業	3	設置していない	輪番制 (各病院1床)	34	各当番病院 夜間[17:00～8:30] 休日[8:30～17:00]	・家族等 ・県(保健所) ・警察 ・消防	・県立病院 ・精神科を有す る総合病院(合 併症を有する患 者)	・県医師会 ・精神科病院協会 ・県診療所協会 ・消防 ・警察 ・保健所等
茨城県 (8'～)	茨城県精神科 救急医療体制 及び県が行う 医療保護入院 整備事業	3	土曜、日曜、祝日並 びに年末年始の休日 [8:30～17:15] 平日 [17:15～21:15] 精神保健福祉センタ ー(職員・非常勤嘱 託員が対応)	〈24条通報対応〉 県立友部病院 (空床5床) 〈一般救急相談対応〉 輪番制により3病院 で3床(1圏域で1病 院)	28	精神科救急情報セン ターと同じ	〈24条通報〉 県または警察 〈一般救急相 談〉 家族	・県立友部病院 (24条通報) ・27民間精神 病院 (一般救急相 談)	精神科病院協会、 県警、保健所、精 神保健福祉センタ ー、県立友部病院
栃木県 (12'～)	栃木県精神科 救急医療シス テム	1	県立岡本台病院 夜間[17:00～8:30] 土曜・日曜・休日 [8:30～17:00]	基幹病院制 県立岡本台病院 (3床)	26	精神科救急情報セン ターと同じ	・本人 ・家族 必要に応じ消 防、警察	県内精神病院	県医師会、県精神 衛生協会(総合病 院、大学病院含 む)、県警、県消 防長会、保健所、 精神保健福祉セン ター等で構成
群馬県 (8'～)	群馬県精神科 救急医療シス テム整備事業	1	こころの健康セン ター 平日・休日 [8:30～17:15] 夜間 [17:15～8:30]	輪番制 夜間2病院(2床) 休日2病院(2床) (基幹病院含む)	13	精神科救急情報セン ターと同じ	・県(精神科救 急情報センター) ・警察 ・家族	・精神科協力病 院	・県医師会 ・日精協 ・県警 ・群馬大学 ・保健所 ・こころの健康セ ンター
埼玉県 (8'～)	埼玉県精神科 救急医療シス テム整備事業	2	県立精神保健福祉セ ンター 休日[8:30～17:00] 夜間[17:00～8:30] 24時間精神医療相談 窓口	輪番制 夜間2病院(各1床) 休日2病院(各2床)	39	精神科救急情報セン ターと同じ	・県 ・警察 ・家族 ・依頼者	埼玉医科大学 付属病院 県立精神医療セ ンター	県精神科病院協 会、県診療所協 会、県警、消防、 保健所、埼玉医科 大学病院、県立精 神医療センター

都道府 県名	事業名	圏域 の数	精神科救急情報 センター	精神科救急医療施設 (空床確保)	救急医 療指定 施設数	窓 口 (受付時間、ｽﾀｯﾌ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
千葉県 (10'～)	千葉県精神科 救急医療シス テム事業	4	県立病院 ・平日夜間 [17:00～8:30] ・休日 [8:30～18:30]	①輪番制(30病院) (各地区1床) ②基幹病院(3病院) (各病院1床)	31	県立病院 ・夜間(平日) [17:00～8:30] ・休日 [8:30～18:30]	相談者	特に設けてない	・精神科病院協会 ・精神科病院 ・県医師会 ・千葉市 ・消防等で構成
東京都 (7'～)	精神科救急医 療体制整備事 業	4	夜間 [17:00～翌9:00] 休日 [9:00～翌9:00] 平日※ [9:00～17:00] ※精神保健福祉課で 対応	・輪番制 ・初期救急(3床) ・二次救急(3床) ・精神科緊急医療 (16床)	54	精神科救急医療情報 センター 夜間 [17:00～翌9:00] 休日 [9:00～翌9:00]	家族等	精神科協力病院 ・診療所	・都医師会 ・精神科協会 ・精神神経科診療 所協会
神奈川県 (7'～)	精神科救急 医療対策事業	1	精神保健福祉センタ ー ○初期・二次救急 平日[17:00～22:00] 土日[8:30～18:30] 祝日[8:30～22:00] ○警察官通報 平日[17:00～18:30] 休日[8:30～18:30]	休日昼間：輪番制 指定病院、 非指定病院 (各病院1床で 1日4床) 夜間：基幹病院(常 時)、準基幹病院(輪 番制)	40 5 17	○初期・二次救急 平日夜間、休日の8: 30～22:00 精神保健福祉センタ ー、 横浜市、川崎市職員 の輪番で2名 (常勤、非常勤) 土日の22:00～翌8:3 0 精神保健福祉センタ ーの 職員2名(常勤、非 常勤) ○警察官通報 非常勤職員1名	○初期・二次救 急 相談者が確保 ○警察官通報 県もしくは警 察	民間精神病院 国公立精神病院	県医師会、県精神科 病院協会、県診療所 協会、横浜市、川崎 市等で構成
新潟県 (9'～)	精神科救急 医療システム 運営事業	5	保健所 兼務 [8:30～17:15] 県庁担当課 兼務 [17:15～8:30] 新潟県 新潟市 魚沼 上越	①休日昼間 輪番制各ブロック当 番病院(各1床) ②夜間 全県1ブロック (1床)	27	精神科救急医療施設 (各当番病院) ① 休日昼間 [9:00～17:00] ③夜間 [17:00～9:00]	家族 警察 消防	ブロック内の精 神病院	県医師会、県消防長 会、県精神科協会、 県警察本部等で 構成
富山県 (10'～)	富山県精神科 救急医療体制 整備事業	2	設置してない (窓口電話を自動的 に当番病院に転送)	輪番制 (各病院1床)	27	窓口電話により自動 的に当番病院に転送 ・平日夜間 [17:00～翌9:00] ・休日 [9:00～翌9:00]	家族、必要に応 じて消防や警察	当番病院が必要 に応じ転院先を 確保する	県精神科協会、日 精協富支部、県警、 消防等で構成
石川県 (10'～)	石川県精神科 救急医療シス テム整備事業	3	なし	輪番制 ・基幹病院1床 ・精神科救急病院 輪番制で1日3床	15	・各当番病院 休日[9:00～17:00] 金曜日夜間1病院 ・県立病院 休日[9:00～17:00] 夜間[17:00～19:00]	本人、家族	精神科協力病院	・県医師会 ・県精神科協会 ・消防・県警 等で構成

都道府 県名	事業名	圏域 の数	精神科救急情報 センター	精神科救急医療施設 (空床確保)	救急医 療指定 施設数	窓 口 (受付時間、スタッフ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
福井県 (11' ~)	福井県精神科 救急医療シス テム整備事業	2	なし	・ 輪番制 嶺北地区 休日夜間7病院1床 嶺南地区 休日夜間3病院1床 (週3日) ・ 応急入院指定病院 1床	10	各当番病院 夜間 [17:00~9:00] 休日 [9:00~17:00]	・ 家族 ・ 依頼者 ・ 24条による 診察	指定病院	各当番病院 保健所
山梨県 (10' ~)	山梨県精神科 救急医療事業	1	県立精神保健福祉セ ンター 平日夜間 [17:15~21:15] 休日(土曜を含む) [11:00~19:30]	輪番制 平日10病院(1床) 県立病院(1床) 休日昼間 10病院(1床) 県立病院(1床) 休日夜間 10病院(1床) 県立病院(1床)	10	救急医療体制 平日夜間 [17:15~22:00] 休日(土曜を含む) 昼間[11:00~17:15] 夜間[17:15~20:30] 緊急医療体制 平日及び休日夜間 [17:15~8:30] 翌日が休日の場合は 11:00まで 休日昼間 [11:00~17:15]	・ 依頼者 ・ 県(保健所) ・ 警察	・ 精神科協力病 院(9) ・ 県立北病院	・ 県精神病院協会 ・ 県精神科医会 ・ 県警察本部 ・ 県消防協会 ・ 県医療社会事業 協会 ・ 日本精神科看護 技術協会山梨支 部 ・ 県精神障害者家 族会連合会 ・ 保健所
長野県 (9' ~)	精神科救急医 療整備事業	4	保健所 原則として平日 8:30~17:00まで (平日夜間及び休日 等については緊急連 絡網により対応)	東信・南信は固定2病 院(各1床) 北信・中信は輪番制 (各5病院) (当番病院1床)	12 固定2 輪番10	精神科救急医療機関 (各圏域) 平日夜間 [17:00~8:30] [9:00] 土曜休日 24時間体制 ・ スタッフ 医師、看護婦等	・ 家族等 ・ 救急車 ・ 警察 ・ 保健所	地域の精神病院	県医師会、県精神 科病院協会、小諸 高原病院、駒ヶ根 病院、長野赤十字 病院、城西病院、 県精神保健センター、 保健所、県消防長 会、県4課(器・新 器・器)
岐阜県 (9' ~)	岐阜県精神科 救急医療シス テム整備事業	1	県精神科病院協会委 託 24時間精神医療相談 窓口	輪番制 (各病院1床)	14	救急医療情報セン ター(情報提供のみ) 夜間[17:00~9:00] 休日[9:00~17:00]	受診者側	当番病院以外の 病院	県精神病院協会、 大学、医師会、診 療所、警察、消防 で構成
静岡県 (7' ~)	静岡県精神科 救急医療対策 事業	3	県立病院 終日[8:30~23:30] 24時間精神医療相談 窓口	・ 基幹病院 夜間[17:00~8:30] 休日[8:30~23:30] 土曜[12:00~23:30] ・ 輪番病院 夜間[17:00~8:30] 休日[8:30~23:30] 土曜[12:00~23:30] (各圏域1病院1床)	基幹 3 輪番 6	各当番病院・精神科 救急情報センター	家族、知人等 警察 県、中核市、市 町村 消防署	県立病院 協力病院	精神科救急情報セ ンター 県、中核市、市町 村
愛知県 (8' ~)	精神科救急医 療対策事業	3	(社)愛知県精神病 院協会に委託 24時間精神医療相 談窓口	(社)愛知県精神病院 協会に委託 (1区域1床 県立病院3床)	38	各当番病院 夜間[17:00~9:00] 休日[9:00~17:00] 土曜 [12:00~17:00]	原則として警察 ・ 消防・家族等 依頼した者	県立病院	精神病院協会、医 師会、診療所協 会、警察、消防、 保健所で構成

都道府 県名	事業名	圏域 の数	精神科救急情報 センター	精神科救急医療施設 (空床確保)	救急医 療指定 施設数	窓 口 (受付時間、スタッフ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
三重県 (10'～)	三重県精神科 救急医療シス テム運用事業	2 北部 南部	幹事病院2カ所 夜間 〔17:00～9:00〕 休日 〔9:00～17:00〕 土曜 〔12:00～17:00〕	輪番制 北部ブロック 夜間・休日8病院 南部ブロック 夜間・休日5病院 (各1床)	13	各当番病院 夜間〔17:00～9:00〕 休日〔9:00～17:00〕 土曜〔12:00～17:00〕 看護師・医師等	・家族 ・警察 ・消防	県立こころの医 療センター、国 立榊原病院	
滋賀県 (9'～)	滋賀県精神科 救急医療 システム	3	なし	地域3ブロック 輪番制による当番病 院(各2床) 県立精神保健総合セン ター(2床)	10	保健所 24時間365日	・警察 ・消防 ・県 ・家族	指定病院	指定病院、警察、 消防、保健所で構 成
京都府 (13'～)	京都府精神科 救急医療シス テム	2 北部 南部	国立舞鶴病院 (24時間) 南部救急情報セン ター 平日 〔17:00～8:00〕 休日 〔8:00～8:00〕	基幹病院他 2床	11	国立舞鶴病院 府立洛南病院 保健所	原則として家族 等による自己搬 送 24条については 警察署	各指定病院 指定外病院	・医師会 ・警察 ・消防 ・大学病院(2) ・府、市 ・診療所協会等
大阪府 (7'～)	大阪府精神科 救急医療体制 整備事業	7 豊前 三島 北河内 中河内 南河内 堺市 泉南 大阪市 を除く	なし	精神科救急病院 輪番制により1日7床	35	・救急案内窓口 平日: 9:00～17:00 17:00～9:00 休日: 9:00～18:00 18:00～9:00 (緊急措置診察受付) 平日: 17:30～22:00 休日: 9:00～22:00 ・救急体制 平日: 17:00～9:00 休日: 9:00～21:00 21:00～9:00	・警察 ・救急隊 ・家族	・精神科協力病 院 ・合併症受入協 力病院 ・府立精神医療 センター	・大阪府精神病院 協会 ・大阪府警
兵庫県 (6'10～)	兵庫県精神科 救急医療体制 運営事業	5 阪神・新 播磨 但馬 丹波 淡路	県精神病院協会に委 託 設置場所: 兵庫県災 害医療センター 平日 〔17:00～翌9:00〕 土曜・休日 〔9:00～翌9:00〕	〈阪神・神戸、播磨〉 輪番制をとる。 阪神・神戸 17病院(1床) 播磨 14病院(1床) 〈但馬、丹波、淡路〉 協力病院制をとる。 6病院	37	・受付時間 平日〔17:00～翌9:00〕 土曜〔9:00～翌9:00〕 休日〔9:00～翌9:00〕 ・スタッフ 精神科専門スタッフ (病院・社会復帰施 設勤務の精神保健福 祉士、臨床心理技術 者)	土曜、休日、夜 間は依頼者(警 察、救急、家族 等)が搬送を行 う。	協力病院 (当番病院以外 の病院)	・県医師会 ・県精神科病院協 会 ・大学病院 ・県立・公立病院 ・神戸市 ・県警 ・消防 ・保健所長会 等で構成

都道府 県名	事業名	圏域 の数	精神科救急情報 センター	精神科救急医療施設 (空床確保)	救急医 療指定 施設数	窓 口 (受付時間、スタッフ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
奈良県 (12' ~)	奈良県精神科 救急医療シス テム整備事業	1	奈良県立医科大学内 平日夜間 [17:15~翌8:30] 休日(土曜・日曜を 含む) [8:30~翌8:30]	輪番制 夜間・休日 1床	8	・当番病院 夜間 [17:00~9:00] 休日 [9:00~17:00] (土曜日は夜間のみ) ・緊急医療(24条 等)→各保健所 ・精神科救急情報セ ンター	・家族 ・消防 ・警察 ・県	・精神科救急協 力病院 ・県立医科大学 附属病院	・精神病院協会 ・県警 ・消防 ・県立医大 ・保健所
和歌山県 (10' ~)	和歌山県精神 科救急医療シ ステム整備事 業	3	なし	輪番制 紀北ブロック 1床 基幹病院制 紀中ブロック 紀南ブロック 各1床	4	各精神科救急医療施 設 夜間 [17:00~9:00] 休日 [24時間]	29条→県 34条→県 その他→原則依 頼者	県内全ての精神 科病院	県庁 保健所
鳥取県 (14' ~)	鳥取県精神科 救急医療体制 整備事業	3	なし	基幹病院 (1床/圏域) 輪番制 (1床/圏域)	1 4	24時間 当番病院対応 休日、夜間	原則、患者家族 または警察によ る病院への搬送	特になし	圏域ごとに 病院、地区医師 会、警察、消防、 保健所、市町村
島根県 (11' ~)	島根県精神科 救急医療体制 整備事業	7	・保健所 平日昼間 [8:30~17:15] ・県立湖陵病院 夜間[17:15~8:30] 休日[8:30~8:30] 24時間精神医療相談 窓口	輪番制(休日及び夜間) 松江圏 6病院(1床) 出雲圏 3病院(1床) 基幹病院 隠岐圏、雲南圏を除 く圏域 (休日及び夜間1床)	12	精神科救急情報セン ターのスタッフが対 応	原則として受診 者側	県立湖陵病院	・各保健所(平日 昼間) ・県立湖陵病院 (夜間休日)
岡山県 (10' ~)	岡山県精神科 救急医療シス テム整備事業	2	岡山県精神科休日夜 間相談センター (電話)岡山県医師会 平日[18:00~22:00] 休日[10:00~22:00]	輪番制 各圏域毎に1床と県立 病院で県下全域に対 応	11	・県立岡山病院 (全域) ・各当番病院 夜間 [18:00~8:30]	主に警察だが、 保健所・家族等 もある	・県立岡山病院 ・指定民間病院	岡山県精神科救急 医療システム連絡 調整委員会
広島県 (8' ~)	広島県精神科 救急医療シス テム整備事業	2	県精神病院協会委託 24時間365日対応 24時間精神医療相談 窓口	・西部→1病院 ・東部→3病院輪番制 (各圏域で1日1床 確保)	4	精神科救急医療施設 (各圏域) 24時間受付	・精神病院 ・家族 ・依頼者など		・県医師会 ・精神病院協会 ・大学 ・県警 ・消防 ・保健所等

都道府 県名	事業名	圏域 の数	精神科救急情報 センター	精神科救急医療施設 (空床確保)	救急医 療指定 施設数	窓 口 (受付時間、スタッフ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
山口県 (12' ~)	山口県精神科 救急医療シス テム事業	4	県立病院 夜間 [17:00~ 8:30] 休日 [8:30~17:00] 24時間精神医療相談 窓口	輪番制 (3床/日) 県立病院 (1床/日) ・空床は1日当たり 4床確保	26	精神科救急情報セン ター (県立病院内に 設置) ・受付時間 夜間[17:00~ 8:30] 休日[8:30~17:30] ・スタッフ 医師・看護師	原則として受診 者 必要に応じ、保 健所、警察、消 防等が連携して 行う	輪番不参加の民 間病院、国立病 院	県精神科病院協 会、山口大学付属 病院、県警、消 防、保健所等で構 成する連絡調整委 員会・専門部会を 設置
徳島県 (10' ~)	徳島県精神科 救急医療シス テム整備事業	3	なし 東部 南部 西部	輪番制 東部 夜間・休日9病院 西部 月曜～金曜 4病院 (各1床) 南部 未実施	12	各当番病院 夜間[17:00~ 9:00] 休日[9:00~ 9:00]	24条による診察 ・家族 ・警察 ・消防等	・県立中央病院	精神科病院協会、 保健所
香川県 (16' ~)	香川県精神科 救急医療シス テム整備事業	2	県立丸亀病院 夜間 [17:00~8:30] 高松 大川 中讃 三豊	輪番制 高松大川 夜間5病院 (1床) 中讃三豊 夜間10病院 (1床)	15	各当番病院 夜間 [17:00~8:30]	原則として保護 者等	県立丸亀病院が 関係医療機関等 の協力を得て、 緊急に対応を図 る。	県医師会、精神科 病院協会、診療所 協会、県警、消 防、保健所、県立 丸亀病院、精神保 健福祉センター等
愛媛県 (13' ~)	愛媛県精神科 救急医療シス テム整備事業	1	精神科救急医療情報 センター 平日夜間 [17:00~22:00] 休日等 [9:00~17:00]	輪番制 (1日1床)	7	精神科救急情報セン ターと同じ	家族等 (措置の場合は 警察の協力を得 て保健所が行 う)	当番病院以外の 精神科救急医療 施設	・精神病院 ・学識経験者 ・家族代表者 ・警察 ・消防 等
高知県 (7' ~)	高知県精神科 救急医療事業	1	なし (救急医療情報セン ターで当番病院を紹介)	①休日：輪番制：6病 院 ②平日夜間：1病院 (各1床)	7	各当番病院 平日夜間 [17:00~ 9:00] 土曜日[12:00~9:00] 休日[9:00~ 9:00]	特になし	県立精神科病院	精神科救急医療施 設、県医師会、救 急医療情報セン ター、高 知大学、県立精神 科病院、消防局、 県警で構成
福岡県 (10' ~)	福岡県精神科 救急医療シス テム事業	4	精神科救急医療情報 センター 夜間 [17:00~ 9:00] 休日 [9:00~17:00]	輪番制により、各圏域 で受付時間帯毎に1病 院 (1床) ・輪番参加病院(80) 指定病院) 非指定病院) (計79) 県立病院 (1)	80	精神科救急医療情報 センター 夜間 [17:00~ 9:00] 休日 [9:00~17:00] ・スタッフ 精神保健福祉士 (兼 務) PSW (兼務) 看護師・士等 (兼務) 看護師 (専従)	依頼者	県内の精神病院	福岡県精神科救急 医療システム連絡 調整委員会 県医師会、日精協 県支部、県警、消 防等で構成

都道府 県名	事業名	圏域 の数	精神科救急情報 センター	精神科救急医療施設 (空床確保)	救急医 療指定 施設数	窓 口 (受付時間、スタッフ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
佐賀県 (9'～)	佐賀県精神科 救急医療シス テム事業	3	精神保健福祉センタ ーに窓口を設置	輪番制 各圏域1床	17	・日曜、祝日、年末 年始 [9:00-17:00] ・看護婦、PSW、 等の輪番制	・家族 ・依頼者	・佐賀医科大学 附属病院 ・県立病院好生 館	
長崎県 (11'～)	長崎県精神科 救急医療シス テム整備事業	6	県立精神医療センタ-内 24時間精神医療相談 窓口の設置	輪番制 各圏域毎に1床を確保	39	各圏域の当番病院 次に掲げる日の昼夜 間 [9:00-翌9:00] ・日曜 ・国民の祝日に関す る法律に規定する 休日 ・年末年始 (12/29～1/3)	原則として受診 者側	県立精神医療セ ンター 国立病院機構長 崎医療センター 長崎大学医学部 歯学部付属病院	長崎県精神科救急 医療システム連絡 調整委員会 ・県医師会 ・精神科病院協会 ・長崎大学 ・県警・消防 ・保健所 ・県立精神医療セ ンター ・県精神保健セ ンター ・離島精神科医療 機関代表 等
熊本県 (9'～)	熊本県精神科 救急医療シス テム整備事業	2 (昼) 1 (夜)	なし	輪番制 国立 : 1 指定病院 : 33 非指定病院 : 5 (各病院1床)	39	各当番病院 夜間 [17:00～9:00] 休日昼間 [9:00～17:00] 土曜昼間 [12:00～17:00]	原則として受診 者側	県立こころの 医療センター 国立療養所菊池 病院 【合併症】 熊本大学医学部 付属病院 国立熊本病院	県医師会、県精神病 院協会、県消防長 会、国公立病院、県 警、保健所、精神 保健福祉センター、 県家族会等で構成 (年1回)
大分県 (11'～)	大分県精神科 救急医療対策 事業	2 (土日 祝日) 1 (平日 祝日)	なし	・輪番制 (各病院1床) 休日 : 2施設 夜間 : 1施設	22	各精神科救急医療 施設(当番病院) 休日[9:00-17:00] 夜間[17:00-9:00]	原則として受診 者側	当番病院以外の 精神科救急医療 施設	警察、消防、医師会、 精神科病院協会、大 分大学、保健所、 精神保健福祉セン ター等で構成(年 2回)
宮崎県 (9'～)	宮崎県精神科 救急医療シス テム整備事業	3 県北 県央 県南	なし	3圏域毎の輪番制 (各圏域、当番病院が 空床1床を確保) ①県央(9病院) 県立精神病院 : 1 指定病院 : 8 ②県北(6病院) 指定病院 : 4 非指定病院 : 2 ③県西南(5病院) 指定病院 : 5	20	当番病院 休日(日曜、祝日 年末年始)のみ 昼夜間 [9:00-翌9:00]	原則保護者 必要に応じて消 防機関 転院が必要な場 合は病院間で協 議	病院間で協議 合併症等の場合 は一般救急シス テム、国公立病 院	県医師会、精神病 院協会、精神神経科 診療所協会、宮崎大 学医学部、県警本部 等

都道府 県名	事業名	圏域 の数	精神科救急情報 センター	精神科救急医療施設 (空床確保)	救急医 療指定 施設数	窓 口 (受付時間、24時間)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
鹿児島県 (8'～)	鹿児島県精神 科救急医療シ ステム整備事 業	4 鹿児島 南薩 北薩 始良・大隅	県立始良病院内 休日 [9:00-24:00] 警察、消防等からの 入院患者受入の要請 に対応する	輪番制 ・鹿児島地区 14 病院 ・南薩地区 10 病院 ・北薩地区 8 病院 ・始良・大隅地区 11 病院 休日 [9:00-24:00] (各病院 1 床)	43	各当番病院 休日 [9:00-24:00]	24 条による診察 ・家族 ・警察 ・県 ・指定病院	県立始良病院	県医師会、県精神科 病院協会、鹿児島大 学、県警察本部、県 消防長会、県保健 所長会
沖縄県 (10'～)	沖縄県精神科 救急医療シ ステム事業	4 北・ 南・ 宮古 ・八 重山	総合精神保健福祉セ ンター内 (沖縄県精 神障害者福祉会連合 会に委託) 平日夜間 (17:00～翌9:00) 休日 (9:00～翌9:00)	輪番制 ・北 8、南圏域 9 病院 ・休日夜間のみ北・南 圏域合わせて 1 県立 病院 ・宮古、八重山圏域各 1 病院 (各 1 床)	19	・県立病院 ・各当番病院 平日夜間 (17:00～翌9:00) 休日 (9:00～翌9:00)	・24 条診察 ・警察 ・家族 ・依頼者など	・県立病院 ・連携病院 (一 般病院) ・かかりつけ病 院	・県医師会 ・精神科病院協会 ・県警 ・県立病院 ・保健所等

都道府県名	事業名	圏域の数	精神科救急情報センター	精神科救急医療施設(空床確保)	救急医療指定施設数	窓口(受付時間、ｽﾀｯﾌ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
札幌市	北海道精神科救急医療システム整備事業	道が運営	・札幌市夜間急病センター 平日夜間 [17:00~9:00] 休日 [9:00~9:00]	北海道精神科救急医療システム整備事業に基づく当番病院 ・輪番制(各病院1床) 道が運営	29	各当番病院 平日 [17:00~9:00] 土曜 [12:00~9:00] 休日 [9:00~9:00] 道が運営	・警察 ・消防 ・家族等 道が運営	・後方支援病院 ・合併症受入病院 道が運営	道が運営
横浜市 (13' ~)	精神科救急医療対策事業	1	①こころの健康相談センター(三次救急) 全日 [8:45~22:00] ②各区福祉保健センター(初期・二次救急) 平日 [8:45~17:00] ③県立精神保健福祉センター(3区市合同) 平日(初期・二次救急) [17:00~22:00] 土日(初期・二次救急) [8:30~翌8:30] 休日(初期・二次救急) [8:30~22:00] 全日(三次救急) [22:00~翌8:45]	平日昼間: 輪番制指定病院 休日昼間: 当番制指定病院 非指定病院 夜間 基幹病院 準基幹病院: 当番制 深夜: 当番制 基幹病院	40 5	(三次救急) 各区福祉保健センター 平日 [17:00~22:00] 衛生局精神保健福祉課 平日 [17:00~22:00] 休日 [8:45~22:00] 県保健福祉センター内 全日 [22:00~翌8:45] (初期・二次救急) 各区福祉保健センター 平日 [8:45~17:00] ・3区市窓口 平日 [17:00~22:00] 土日 [8:30~翌8:30] 休日 [8:30~21:30]	(三次救急) 横浜市 (初期・二次救急) 原則として、相談者等による	民間精神科協力病院等	・県医師会 ・県精神病院協会 ・県診療所協会 ・神奈川県 ・川崎市 ・横浜市総合保健医療センター
名古屋市	精神科救急医療対策事業	3	精神科救急情報センター(愛知県精神科病院協会に委託) 24時間365日対応 24時間精神医療相談窓口	(社)愛知県精神病院協会に委託 ・1圏域1床 ・県立病院3床	38	各当番病院 夜間 [17:00~9:00] 休日 [9:00~17:00] 土曜 [12:00~17:00]	原則として 警察・消防・家族等依頼した者	県立病院	精神病院協会、医師会、診療所協会、警察、消防、愛知県・名古屋市で構成
京都市 (12' ~)	京都市精神科救急医療システム整備事業	1	こころの健康増進センター(京都精神保健福祉協会に委託) 平日夜間 [17:00~翌8:30] 休日 [8:30~翌8:30] 各保健所(平日昼間) [8:00~17:00] 24時間精神医療相談窓口	○平日夜間・休日 基幹病院(受入不可能な場合は他の民間精神科救急医療施設で受入) ○休日昼間 国公立病院及び民間の救急医療施設において、通報等に基づく移送の受入(男女各1床)	府立 1 民間 3 民間 8 国公立 2	精神科救急情報センター	○平日夜間休日 原則自己搬送 ○休日昼間 京都市	民間13病院	医師会、精神科病院協会、精神科診療所協会、精神科医会、私立病院協会、府病院協会、支那精神保健福祉協会、京大医、府立医科大学、府消防協会、市消防局、警察、府・市保健所長会、清南病院、こころの健康増進センター、府保健福祉部、市民保健福祉局、その他企画が必要と認められた機関・団体
広島市 (13' ~)	広島市精神科救急医療システム整備事業	1	広島県精神病院協会(医療法人せのがわ内) 年間を通じて毎日 24時間体制	常時1床以上確保 (1病院と委託契約)	1	医療法人せのがわ (年間を通じて 24時間体制) (精神保健福祉士・指定医等)	・依頼者 ・救急医療施設	なし (転院先の確保が困難な場合は、情報センターに協力要請)	・県医師会 ・県精神病院協会 ・県精神科診療所協会 ・広島大学 ・県警 ・消防 ・保健所など

※ 札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市は道府県と共に実施している。

4. 平成15年度精神保健福祉センター事業実績

(1) 一般事業

都道府県等	技術援助 技術指導 回数	研修会 (講習会) 回数	広報普及 (講習会・座談会等)		相談事業		調査研究 課題数 延件数	備考
			回数	参加人数	実件数	延件数		
北海道	148	10	118	1,079	395	1,166	2	
青森県	21	3	25	2,441	139	193	3	
岩手県	47	5	5	238	120	332	0	
宮城県	137	3	0	0	14	17	8	
秋田県	29	4	24	382	34	53	2	
山形県	51	6	12	705	74	433	0	
福島県	220	7	12	59	85	522	9	
茨城県	67	55	18	1,979	429	3,173	3	
栃木県	109	19	144	783	334	1,505	2	
群馬県	47	29	23	683	193	311	1	
埼玉県	2,826	36	89	5,514	33	196	5	
千葉県	77	47	103	1,857	3,854	5,372	7	
東京都	9,289	38	124	6,021	1,252	3,134	12	
神奈川県	511	52	6	9,994	16	40	4	
新潟県	80	20	25	1,092	112	395	2	
富山県	234	9	53	1,586	300	3,406	3	
石川県	252	17	16	958	337	1,405	1	
福井県	0	0	0	0	0	0	0	
山梨県	373	10	3	395	132	212	4	
長野県	355	69	113	5,479	536	2,921	1	
岐阜県	109	10	0	0	97	130	0	
静岡県	170	26	8	484	268	1,996	8	
愛知県	65	38	3	586	758	1,398	8	
三重県	616	63	3	672	182	182	1	
滋賀県	114	10	6	136	354	695	1	
京都府	49	8	6	54	41	67	0	
大阪府	46	58	254	4,887	492	17,757	21	
兵庫県	486	6	38	1,607	492	1,537	4	
奈良県	10	24	1	512	231	338	1	
和歌山県	81	30	1	205	29	112	1	
鳥取県	70	5	12	214	426	1,516	5	
島根県	21	7	3	470	33	65	0	
岡山県	359	20	7	1,524	464	4,353	60	
広島県	93	15	50	2,013	262	2,625	2	
山口県	217	23	21	2,462	100	630	4	
徳島県	115	0	0	0	126	490	0	
香川県	71	4	10	174	69	892	4	
愛媛県	569	29	28	741	151	386	0	
高知県	313	9	36	234	586	586	1	
福岡県	111	34	33	2,267	1,679	1,966	2	
佐賀県	45	0	0	0	45	65	0	
長崎県	91	4	25	2,244	37	52	4	
熊本県	564	5	17	228	270	685	0	
大分県	99	7	8	253	852	1,419	2	
宮崎県	728	0	0	0	20	23	0	
鹿児島県	44	19	18	1,530	217	829	1	
沖縄県	35	16	0	0	67	618	1	
札幌市	137	22	1	320	2,905	4,670	2	
仙台市	234	5	1	235	5	14	2	
さいたま市	80	11	1	160	77	224	0	
千葉市	17	17	32	1,348	726	987	1	
横浜市	148	67	14	786	24	27	8	
川崎市	83	38	10	195	138	690	0	
名古屋市	57	57	16	1,068	1,680	2,186	10	
京都市	40	16	31	202	23	73	9	
大阪市	337	55	13	1,195	0	0	0	
神戸市	61	4	12	803	229	2,091	2	
広島市	183	28	6	110	439	814	20	
北九州市	80	8	15	709	19	19	3	
福岡市	88	13	7	56	323	731	0	
合計	21,709	1,250	1,660	71,929	23,325	78,724	257	

(東京都内訳)

中部	2,317	8	31	1,704	314	532	4	
多摩	3,592	25	40	1,850	695	1,131	8	
下谷	3,380	5	53	2,467	243	1,471	0	

資料：精神保健福祉課調

(2) 特定相談事業(思春期)

都道府県等	技術援助	研修会 (講習会)	広報普及		相談事業		備考
	技術指導		(講習会・座談会等)		実件数	延件数	
	回数	回数	回数	参加人数			
北海道	26	2	0	0	43	65	
青森県	6	1	21	75	43	134	
岩手県	0	4	4	185	14	49	
宮城県	76	6	2	440	67	181	
秋田県	8	1	1	150	6	8	
山形県	65	2	0	0	78	999	
福島県	10	1	0	0	29	87	
茨城県	2	1	0	0	108	682	
栃木県	10	3	23	66	85	327	
群馬県	0	1	0	0	17	20	
埼玉県	87	0	8	1,193	43	224	
千葉県	36	5	3	347	570	783	
東京都	2,051	5	34	885	380	2,190	
神奈川県	4	0	0	0	124	142	
新潟県	0	2	1	150	32	45	
富山県	29	5	12	204	69	1,481	
石川県	25	2	3	146	92	628	
福井県	52	2	2	75	108	624	
山梨県	407	5	0	0	98	1,129	
長野県	198	9	10	127	174	1,418	
岐阜県	0	1	0	0	0	0	
静岡県	12	1	5	2,015	76	1,236	
愛知県	15	0	0	0	109	223	
三重県	9	16	16	346	65	263	
滋賀県	11	2	36	265	363	747	
京都府	17	0	0	0	50	224	
大阪府	11	5	0	0	522	4,208	
兵庫県	33	1	10	983	145	563	
奈良県	10	6	0	0	42	59	
和歌山県	5	1	0	0	8	8	
鳥取県	52	0	28	1,372	215	1,316	
島根県	4	2	0	0	14	29	
岡山県	42	0	1	40	88	419	
広島県	53	14	2	540	76	376	
山口県	48	0	1	239	60	350	
徳島県	83	2	27	235	108	521	
香川県	67	0	0	0	95	623	
愛媛県	4	1	1	30	52	440	
高知県	13	1	12	431	34	47	
福岡県	28	12	8	1,164	288	351	
佐賀県	69	1	0	0	89	347	
長崎県	36	2	5	917	10	18	
熊本県	91	5	0	0	149	273	
大分県	2	8	5	490	110	184	
宮崎県	103	0	3	243	53	74	
鹿児島県	4	1	5	52	68	87	
沖縄県	0	3	1	202	16	35	
札幌市	16	1	7	62	121	142	
仙台市	6	3	3	50	98	515	
さいたま市	26	0	0	0	54	125	
千葉市	3	0	0	0	112	170	
横浜市	19	5	5	155	28	34	
川崎市	0	4	9	270	221	1,624	
名古屋市	6	1	31	185	50	98	
京都市	5	7	99	780	59	261	
大阪市	26	1	3	124	112	319	
神戸市	0	1	1	80	26	29	
広島市	19	1	0	0	213	218	
北九州市	87	6	12	139	30	30	
福岡市	0	4	1	70	0	0	
合計	4,127	176	461	15,522	6,209	27,802	

(東京都内訳)

中部	618	1	19	451	89	379	
多摩	312	2	15	434	176	1,230	
下谷	1,121	2	0	0	115	581	

資料:精神保健福祉課調

(3) 特定相談事業(アルコール)

都道府県等	技術援助	研修会 (講習会)	広報普及 (講習会・座談会等)		相談事業		備考
	技術指導		回数	回数	参加人数	実件数	
	回数	回数	回数	参加人数	実件数	延件数	
北海道	9	2	0	0	8	8	
青森県	0	1	0	0	6	6	
岩手県	0	2	12	78	30	55	
宮城県	0	1	0	0	13	21	
秋田県	6	2	2	106	4	4	
山形県	24	0	1	146	22	382	
福島県	24	1	0	0	3	3	
茨城県	2	4	1	67	28	32	
栃木県	7	3	22	455	26	50	
群馬県	8	0	0	0	87	159	
埼玉県	65	4	7	705	79	480	
千葉県	23	27	51	987	280	445	
東京都	756	5	133	3,278	396	2,903	
神奈川県	29	2	0	0	72	79	
新潟県	0	0	0	0	0	0	
富山県	27	1	12	220	7	31	
石川県	8	1	1	48	10	10	
福井県	0	0	0	0	0	0	
山梨県	19	0	4	1,302	7	14	
長野県	11	1	23	152	30	415	
岐阜県	5	1	0	0	22	22	
静岡県	0	0	1	365	22	34	
愛知県	3	0	0	0	25	25	
三重県	6	1	0	0	4	15	
滋賀県	24	1	51	1,059	88	107	
京都府	7	1	9	67	7	7	
大阪府	0	3	2	73	207	1,988	
兵庫県	63	5	2	95	31	58	
奈良県	1	1	0	0	17	17	
和歌山県	2	0	0	0	2	2	
鳥取県	2	8	2	67	9	14	
島根県	6	3	2	185	4	4	
岡山県	0	0	0	0	4	23	
広島県	5	4	1	33	11	16	
山口県	0	1	0	0	10	65	
徳島県	28	2	9	133	13	15	
香川県	1	0	12	81	8	29	
愛媛県	0	0	0	0	30	32	
高知県	0	0	0	0	0	0	
福岡県	31	7	2	778	158	158	
佐賀県	4	2	0	0	11	14	
長崎県	16	1	1	204	5	7	
熊本県	59	16	26	755	23	42	
大分県	1	3	1	241	29	67	
宮崎県	121	38	10	1,855	43	49	
鹿児島県	23	1	23	457	26	30	
沖縄県	0	2	1	189	5	5	
札幌市	1	2	0	0	43	43	
仙台市	54	1	4	1,248	48	474	
さいたま市	6	1	0	0	22	52	
千葉市	1	0	0	0	102	149	
横浜市	12	7	5	300	13	14	
川崎市	0	1	14	290	30	80	
名古屋市	1	0	0	0	0	0	
京都市	2	1	74	1,178	31	60	
大阪市	1	1	5	578	26	41	
神戸市	0	0	1	425	3	3	
広島市	1	3	2	108	54	61	
北九州市	37	10	21	2,377	61	73	
福岡市	2	2	1	80	0	0	
合計	1,544	187	551	20,765	2,355	8,992	

(東京都内訳)

中部	110	2	114	909	106	763	
多摩	59	1	4	130	97	719	
下谷	587	2	15	2,239	193	1,421	

資料:精神保健福祉課調

(4) 心の健康づくり推進事業

都道府県等	技術援助 技術指導 回数	研修会 (講習会) 回数	広報普及 (講習会・座談会等)		相談事業		心の電話 相談事業 延件数	備考
			回数	参加人数	実件数	延件数		
北海道	56	1	2	85	0	0	3,335	
青森県	117	1	6	18	1	8	2,006	
岩手県	12	3	3	2,293	84	147	283	
宮城県	41	1	13	287	126	473	2,754	
秋田県	36	3	3	169	21	43	738	
山形県	53	1	7	1,105	0	0	1,297	
福島県	60	1	0	0	131	683	1,265	
茨城県	4	1	0	0	92	403	2,919	
栃木県	14	3	2	503	29	102	3,345	
群馬県	9	0	7	791	7	8	3,046	
埼玉県	177	4	5	2,258	108	613	3,119	
千葉県	34	42	9	3,725	162	1,050	2,084	
東京都	497	2	43	3,048	147	633	28,670	
神奈川県	26	0	0	0	145	844	3,951	
新潟県	18	3	0	0	57	83	1,337	
富山県	68	1	22	634	373	377	3,217	
石川県	31	0	8	470	69	262	4,113	
福井県	150	29	51	513	315	1,636	747	
山梨県	33	7	3	395	82	200	692	
長野県	23	7	8	1,220	34	45	2,366	
岐阜県	0	1	11	733	0	0	2,497	
静岡県	19	2	30	5,376	90	1,308	5,818	
愛知県	21	0	3	1,551	1,088	1,215	1,035	
三重県	41	14	23	970	101	101	4,321	
滋賀県	20	2	1	286	1	1	1,839	
京都府	13	2	3	74	42	170	423	
大阪府	247	2	5	237	472	3,602	3,154	
兵庫県	98	1	12	568	30	186	2,352	
奈良県	0	0	0	0	1	1	532	
和歌山県	1	2	1	10,500	2	2	888	
鳥取県	37	0	9	625	0	0	0	
島根県	0	0	3	124	54	114	606	
岡山県	34	0	4	153	57	672	2,168	
広島県	0	0	0	0	0	0	1,286	
山口県	0	39	9	892	0	0	1,202	
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	
香川県	23	3	12	37	119	837	2,128	
愛媛県	0	0	10	1,366	0	0	1,993	
高知県	0	0	0	0	139	354	578	
福岡県	42	7	17	1,283	831	961	2,894	
佐賀県	52	0	0	0	146	410	3,091	
長崎県	69	0	14	1,030	12	13	1,890	
熊本県	36	9	3	70	28	44	4,679	
大分県	8	0	1	1,290	62	157	2,360	
宮崎県	20	8	5	363	44	62	2,555	
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	1,657	
沖縄県	14	0	0	0	68	75	667	
札幌市	0	0	2	3,100	0	0	1,570	
仙台市	80	1	3	560	301	2,734	3,459	
さいたま市	24	0	1	200	139	335	887	
千葉市	0	0	0	0	0	0	1,506	
横浜市	18	3	2	139	8	10	4,170	
川崎市	0	11	6	744	12	25	1,199	
名古屋市	22	2	0	0	393	470	1,288	
京都市	5	1	1	650	43	131	2,811	
大阪市	9	0	3	155	0	0	6,480	
神戸市	0	0	2	119	0	0	577	
広島市	3	1	1	450	723	795	676	
北九州市	93	0	12	352	1	1	672	
福岡市	16	2	4	538	0	0	2,227	
合計	2,524	223	405	52,049	6,990	22,396	151,419	

(東京都内訳)

中部	65	0	22	2,270	57	253	9,223	
多摩	126	1	12	444	58	250	10,011	
下谷	306	1	9	334	32	130	9,436	

資料：精神保健福祉課調

(5) 社会復帰促進事業

都道府県等	技術援助 技術指導 回数	研修会 (講習会) 回数	広報普及 (講習会・座談会等)		相談事業		備考
			回数	参加人数	実件数	延件数	
北海道	0	0	0	0	0	0	
青森県	0	4	6	88	38	70	
岩手県	9	9	9	114	0	0	
宮城県	105	5	6	47	66	131	
秋田県	14	1	1	150	22	34	
山形県	10	1	0	0	5	64	
福島県	371	11	12	59	346	2,246	
茨城県	413	4	0	0	8	17	
栃木県	17	3	0	0	0	0	
群馬県	0	0	0	0	0	0	
埼玉県	49	5	19	410	87	348	
千葉県	136	11	41	2,439	3,292	8,009	
東京都	3,523	14	66	1,080	806	178,661	
神奈川県	539	20	0	0	172	1,156	
新潟県	8	3	2	47	0	0	
富山県	73	1	9	194	42	130	
石川県	58	10	1	129	37	114	
福井県	206	13	2	16	12	81	
山梨県	167	31	10	2,566	64	193	
長野県	385	31	11	1,063	56	369	
岐阜県	0	0	0	0	0	0	
静岡県	56	20	2	2,581	4	72	
愛知県	408	23	1	150	61	225	
三重県	3	1	10	1,184	4	4	
滋賀県	41	3	0	0	13	14	
京都府	42		12	260	17	110	
大阪府	1,943	73	1	500	3,257	13,173	
兵庫県	208	5	10	366	64	204	
奈良県	0	0	0	0	0	0	
和歌山県	1	0	0	0	0	0	
鳥取県	146	13	9	192	157	2,186	
島根県	24	2	2	60	10	12	
岡山県	50	0	0	0	8	29	
広島県	65	8	0	0	106	646	
山口県	13	8	8	635	19	191	
徳島県	190	2	0	0	18	54	
香川県	181	3	12	18	39	912	
愛媛県	0	0	0	0	0	0	
高知県	47	2	0	0	0	0	
福岡県	155	13	68	1,993	52	2,366	
佐賀県	1	0	0	0	1	1	
長崎県	82	1	8	680	16	21	
熊本県	135	4	11	142	122	123	
大分県	10	13	15	241	31	95	
宮崎県	144	1	0	0	43	55	
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	
沖縄県	84	2	4	2,062	34	310	
札幌市	0	0	0	0	0	0	
仙台市	121	1	12	297	72	1,193	
さいたま市	0	0	0	0	0	0	
千葉市	21	6	0	0	25	25	
横浜市	0	0	0	0	0	0	
川崎市	0	3	1	165	0	0	
名古屋市	17	25	0	0	254	395	
京都市	352	5	2	213	16	84	
大阪市	34	0	0	0	0	0	
神戸市	0	6	5	85	0	0	
広島市	77	7	24	217	84	494	
北九州市	401	56	82	4,926	114	1,126	
福岡市	27	9	10	1,886	0	0	
合計	11,162	492	504	27,255	9,694	215,743	

(東京都内訳)

中部	2,534	5	48	640	395	18,209	
多摩	989	9	18	440	411	160,452	
下谷	0	0	0	0	0	0	

資料:精神保健福祉課調

5 精神障害者保健福祉手帳関係

(1)精神障害者保健福祉手帳交付状況

(平成16年3月末現在)

	年 間 申 請 者 数	年 間 交 付 者 数												年度末現在交付者数			
		1 級			2 級			3 級			合 計			1 級	2 級	3 級	合 計
		診断書	年金 証書	計	診断書	年金 証書	計	診断書	年金 証書	計	診断書	年金 証書	計				
1 北海道	4,511	529	227	756	1,345	1,799	3,144	437	285	722	2,311	2,311	4,622	1,341	5,671	1,225	8,237
2 青 森	2,962	626	619	1,245	826	599	1,425	172	101	273	1,624	1,319	2,943	3,202	2,529	590	6,321
3 岩 手	2,160	304	456	760	456	553	1,009	240	139	379	1,000	1,148	2,148	1,489	2,030	761	4,280
4 宮 城	1,589	96	656	752	165	352	517	127	149	276	388	1,157	1,545	1,067	1,311	476	2,854
5 秋 田	1,614	116	128	244	262	748	1,010	223	117	340	601	993	1,594	407	1,770	752	2,929
6 山 形	1,623	474	463	937	245	266	511	41	51	92	760	780	1,540	1,801	836	149	2,786
7 福 島	2,317	261	386	647	405	895	1,300	141	211	352	807	1,492	2,299	1,179	2,183	592	3,954
8 茨 城	2,845	175	450	625	671	740	1,411	486	137	623	1,332	1,327	2,659	1,122	2,300	1,010	4,432
9 栃 木	2,228	197	268	465	542	541	1,083	485	134	619	1,224	943	2,167	889	2,134	1,137	4,160
10 群 馬	2,092	253	638	891	435	397	832	266	85	351	954	1,120	2,074	1,699	1,555	627	3,881
11 埼 玉	5,682	354	191	545	1,369	2,270	3,639	1,008	357	1,365	2,731	2,818	5,549	1,613	9,321	3,200	14,134
12 千 葉	4,428	377	499	876	1,148	1,473	2,621	576	252	828	2,101	2,224	4,325	1,777	4,705	1,412	7,894
13 東 京	14,764	1,546	1,879	3,425	4,758	3,083	7,841	2,687	632	3,319	8,991	5,594	14,585	6,600	14,247	5,815	26,662
14 神奈川	4,376	377	637	1,014	994	1,428	2,422	637	269	906	2,008	2,334	4,342	1,889	4,348	1,569	7,806
15 新 潟	3,649	163	457	620	892	1,713	2,605	39	308	347	1,094	2,478	3,572	1,538	4,853	687	7,078
16 富 山	1,068	86	140	226	230	383	613	133	96	229	449	619	1,068	376	1,158	381	1,915
17 石 川	1,352	114	131	245	252	620	872	101	126	227	467	877	1,344	413	1,390	365	2,168
18 福 井	731	52	4	56	240	118	358	259	27	286	551	149	700	145	743	568	1,456
19 山 梨	1,893	321	224	545	677	470	1,147	111	77	188	1,109	771	1,880	904	2,005	301	3,210
20 長 野	3,189	735	286	1,021	610	1,139	1,749	203	212	415	1,548	1,637	3,185	1,693	2,904	663	5,260
21 岐 阜	1,900	132	132	264	448	688	1,136	347	153	500	927	973	1,900	504	1,851	767	3,122
22 静 岡	4,560	389	267	656	892	1,956	2,848	511	450	961	1,792	2,673	4,465	1,678	6,784	2,128	10,590
23 愛 知	6,478	475	178	653	2,081	2,282	4,363	1,057	375	1,432	3,613	2,835	6,448	1,232	7,724	2,565	11,521
24 三 重	2,044	219	61	280	922	523	1,445	246	64	310	1,387	648	2,035	518	2,655	517	3,690
25 滋 賀	1,170	48	65	113	299	443	742	171	128	299	518	636	1,154	229	1,419	529	2,177
26 京 都	1,281	74	220	294	249	434	683	205	96	301	528	750	1,278	778	1,651	694	3,123
27 大 阪	8,804	1,836	393	2,229	3,464	1,996	5,460	779	301	1,080	6,079	2,690	8,769	4,413	10,459	2,207	17,079
28 兵 庫	5,302	773	70	843	2,581	764	3,345	942	117	1,059	4,296	951	5,247	1,719	5,946	1,846	9,511
29 奈 良	1,442	259	46	305	358	555	913	124	75	199	741	676	1,417	578	1,671	223	2,472
30 和歌山	1,371	260	145	405	372	326	698	125	65	190	757	536	1,293	808	1,313	339	2,460
31 鳥 取	928	107	45	152	425	255	680	56	40	96	588	340	928	467	1,391	198	2,056
32 島 根	1,540	132	340	472	219	521	740	145	159	304	496	1,020	1,516	832	1,277	483	2,592
33 岡 山	2,163	189	298	487	468	776	1,244	118	159	277	775	1,233	2,008	835	1,947	483	3,265
34 広 島	4,124	225	116	341	1,637	1,294	2,931	559	217	776	2,421	1,627	4,048	619	5,059	1,367	7,045
35 山 口	2,564	570	434	1,004	421	775	1,196	190	151	341	1,181	1,360	2,541	2,088	2,272	718	5,078
36 徳 島	1,060	178	258	436	295	205	500	70	49	119	543	512	1,055	618	747	188	1,553
37 香 川	913	51	124	175	167	410	577	100	54	154	318	588	906	355	1,109	277	1,741
38 愛 媛	1,604	90	138	228	465	714	1,179	115	82	197	670	934	1,604	417	2,035	357	2,809
39 高 知	1,106	112	38	150	216	507	723	138	72	210	466	617	1,083	275	1,355	372	2,002
40 福 岡	3,327	242	222	464	948	1,266	2,214	426	204	630	1,616	1,692	3,308	659	3,451	882	4,992
41 佐 賀	950	65	87	152	139	519	658	53	77	130	257	683	940	290	1,173	224	1,687
42 長 崎	2,147	203	195	398	550	808	1,358	212	115	327	965	1,118	2,083	842	2,660	625	4,127
43 熊 本	4,770	799	1,192	1,991	1,128	1,441	2,569	6	194	200	1,933	2,827	4,760	3,633	4,624	332	8,589
44 大 分	1,141	86	45	131	304	506	810	76	105	181	466	656	1,122	305	1,644	345	2,294
45 宮 崎	1,346	43	71	114	258	630	888	175	152	327	476	853	1,329	235	1,816	583	2,634
46 鹿 児 島	2,536	59	74	133	835	925	1,760	463	180	643	1,357	1,179	2,536	255	3,345	1,279	4,879
47 沖 縄	3,569	431	132	563	1,206	1,162	2,368	471	75	546	2,108	1,369	3,477	934	3,859	810	5,603
48 札 幌	3,600	206	123	329	968	1,329	2,297	748	162	910	1,922	1,614	3,536	760	4,596	1,664	7,020
49 仙 台	1,714	200	290	490	383	441	824	272	112	384	855	843	1,698	921	1,467	729	3,117
50. さいたま	1,097	97	31	128	342	419	761	139	60	199	578	510	1,088	235	1,220	344	1,799
51 千 葉	838	100	79	179	252	295	547	67	39	106	419	413	832	316	937	202	1,455
52 川 崎	1,730	142	130	272	767	292	1,059	300	67	367	1,209	489	1,698	507	1,940	663	3,110
53 横 浜	5,152	252	579	831	1,398	1,433	2,831	1,082	354	1,436	2,732	2,366	5,098	1,450	5,272	2,344	9,066
54 名 古 屋	3,556	223	51	274	1,159	1,159	2,318	703	225	928	2,085	1,435	3,520	499	4,255	1,654	6,408
55 京 都	2,855	188	260	448	787	659	1,446	794	125	919	1,769	1,044	2,813	1,108	2,988	1,893	5,989
56 大 阪	4,907	691	171	862	2,122	802	2,924	971	122	1,093	3,784	1,095	4,879	1,736	5,471	1,945	9,152
57 神 戸	2,842	140	64	204	1,061	918	1,979	507	114	621	1,708	1,096	2,804	368	3,525	1,103	4,996
58 広 島	2,918	534	77	611	1,528	594	2,122	84	80	164	2,146	751	2,897	955	3,594	323	4,872
59 北九州	1,335	46	83	129	259	542	801	298	99	397	603	724	1,327	245	1,421	692	2,358
60 福 岡	1,799	147	74	221	604	501	1,105	359	91	450	1,110	666	1,776	404	2,131	809	3,344
合 計	169,556	18,169	16,137	34,306	49,499	51,652	101,151	22,576	9,324	31,900	90,244	77,113	167,357	66,764	188,047	57,983	312,794

(2) 地方公共団体における精神障害者保健福祉手帳に基づく福祉サービス一覧

平成16年2月末現在

都道府県名	主 な サ ー ビ ス の 内 容
北海道	公共施設利用料の減免
青森県	県有施設等の使用料の免除、県バス協会加盟民間バスの県内路線バス運賃割引、県内民間鉄道(JR除く)4社の鉄道運賃割引制度、1級所持者の医療費助成
岩手県	医療費助成(1級)、公共施設等の利用料の減免
宮城県	公共施設等の利用料の割引
秋田県	公共施設等の利用料の割引、バス運賃の割引
山形県	医療費助成(1級)、県営住宅優先抽選、公共施設利用料の減免
福島県	県立施設の利用料減免、医療費補助事業(支給要件有)、県内民営バス5社運賃割引
茨城県	県立施設等の入館料等の免除
栃木県	各種公共施設等の利用料金の割引
群馬県	公共施設の利用料の減免
埼玉県	公営住宅優先入居、公共施設使用料等の減免
千葉県	公共施設等の入園料等の減免
東京都	都営住宅の優先入居・特別減額、都立施設使用料無料、都営交通乗車証の発行、生活福祉資金貸付制度
神奈川県	県営住宅優先入居・家賃減免、タクシー運賃割引、公共施設利用料金免除
新潟県	県立6施設の利用料の免除
富山県	県立施設の利用料等の減免
石川県	公共施設利用料の免除・割引
福井県	県立施設等の入場料の免除・減免
山梨県	県有施設の無料・割引、医療費助成制度(1、2級)、公営住宅の優先入居
長野県	県立施設の利用料等の減免、県営住宅の家賃の減免及び優先入居
岐阜県	県有施設の利用料の減免、免除
静岡県	県立施設等の利用料の減免、税の不均一課税
愛知県	公共住宅の優先入居・家賃の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減
三重県	県立施設等の利用料の免除・減額
滋賀県	通院医療費自己負担分の助成、公共施設の利用料減免
京都府	公共施設の利用料減免
大阪府	府立施設の使用料の減免、府営住宅の福祉世帯向け応募
兵庫県	県内公共施設等の利用料の割引、県営住宅の優先入居(1、2級)、作業所通所交通費助成
奈良県	県立施設等の利用料の免除

都道府県名	主なサービスの内容
和歌山県	県有施設入場料・使用料の無料・減免
鳥取県	県立施設等の利用料の減免、県内路線バスの運賃割引、医療費助成制度(1級)
島根県	県立施設の利用料の免除
岡山県	県立施設等の利用料の減免、県営住宅入居優先制度
広島県	路線バス、鉄道(JR除く)の運賃割引、県立施設等利用料の減免、県営住宅入居当選率の優遇(1、2級)、生活福祉資金の貸付
山口県	公共施設利用料の減免、県内有料道路通行料金助成、県内バス運賃割引、医療費助成(1級)
徳島県	福祉手当の支給、医療助成制度、福祉バス・タクシーの利用、公共施設の利用料減免
香川県	県立施設入園料等の免除・減免
愛媛県	県公共施設利用料の減免、県営住宅への優先入居
高知県	県立施設利用料の免除・減免、県営住宅の優先入居、土佐くろしお鉄道運賃割引
福岡県	県立施設等の利用料の減免、県営住宅の入居募集の優遇
佐賀県	公共施設等の利用料割引
長崎県	公共施設の利用料減免
熊本県	医療費助成(1級)、県立施設使用料等の免除
大分県	公共施設の一部利用料減免
宮崎県	公共施設の入場料免除
鹿児島県	県立施設等の使用料等減免・免除
沖縄県	公共施設等の利用料の免除・割引
札幌市	市内公共交通機関交通費助成、公共施設の使用料等の減免
仙台市	交通費助成(タクシー利用券、バス・地下鉄乗車証、自家用車燃料費助成券の3つから選択交付)、市営駐車場料金一部割引、市営住宅入居申込時の所得控除
さいたま市	医療費の一部助成、公共施設の使用料減免
千葉市	通所交通費助成、福祉タクシー利用券(1級)、自動車燃料費助成(1級)、市営住宅入居の優遇措置
横浜市	水道料金等の減免、文化施設等の割引、バス・地下鉄等特別乗車券(無料バス)の交付、住み替え家賃助成、市営住宅入居優先、入院医療費援助
川崎市	市営住宅入居優遇制度、市内運行バス特別乗車証等の交付、公営施設等の入場料割引、タクシー10%割引
名古屋市	福祉特別乗車券の交付(市バス、地下鉄)、市営住宅の入居、市営施設等利用料の免除・割引、生活福祉資金の貸付、資源やごみの排出支援
京都市	公共施設の利用料減免、福祉乗車証(市バス、市営地下鉄、一部民営バス)
大阪市	市営交通運賃の免除・割引、上下水道料金の減免(1級)、市内文化施設への入場優待
神戸市	福祉乗車証(市内公共交通機関、1級)、公共施設入館料の減免、障害者用駐車券(1級)
広島市	バス・市内電車の運賃の割引、公共交通機関利用助成(所得制限)、福祉タクシー利用助成(1級、所得制限)、上下水道料金の減免(1、2級)
北九州市	公営住宅専用募集枠、市営バス福祉優待乗車証、市営渡船運賃割引、公共施設利用料減免、障害者あんしん法律相談
福岡市	市営住宅の優先入居及び家賃の減免、市立施設等の利用料の減免、市営地下鉄運賃の助成

6 精神障害者社会復帰施設設置か所数

(平成16年4月1日現在)

		生訓施設	福祉ホーム	福祉ホーム B型	授産施設			福祉工場	地域生活 支援センター
					通所	入所	小規模通所		
1	北海道	10	3	1	12	0	5	0	11
2	青森県	8	3	3	5	2	3	1	15
3	岩手県	4	1	1	6	0	1	0	9
4	宮城県	1	0	0	3	0	3	0	1
5	秋田県	8	4	1	3	1	0	0	4
6	山形県	2	0	1	1	0	0	0	4
7	福島県	3	3	1	3	0	5	0	7
8	茨城県	7	2	3	5	1	1	0	11
9	栃木県	10	9	3	3	2	4	0	11
10	群馬県	7	2	4	4	0	2	0	9
11	埼玉県	11	2	2	5	0	5	0	16
12	千葉県	6	3	2	4	0	2	0	10
13	東京都	10	9	0	26	0	67	0	41
14	神奈川県	4	2	1	1	0	11	0	8
15	新潟県	11	6	5	16	1	3	0	11
16	富山県	2	1	3	7	1	5	1	7
17	石川県	3	4	5	2	1	3	1	7
18	福井県	1	1	0	7	0	0	0	7
19	山梨県	2	0	1	4	0	0	0	4
20	長野県	9	3	1	10	1	6	0	7
21	岐阜県	7	3	1	1	0	1	1	9
22	静岡県	6	2	3	10	0	3	0	15
23	愛知県	6	1	1	7	0	6	0	8
24	三重県	4	2	4	5	0	2	0	5
25	滋賀県	3	1	0	5	0	2	0	6
26	京都府	1	0	1	3	0	4	0	4
27	大阪府	13	4	3	4	0	54	1	25
28	兵庫県	7	6	1	3	0	6	0	4
29	奈良県	3	0	0	1	0	13	0	7
30	和歌山県	2	0	0	5	0	5	1	4
31	鳥取県	2	1	1	2	0	3	0	3
32	島根県	4	5	0	6	1	3	2	10
33	岡山県	3	6	2	2	2	2	0	9
34	広島県	6	3	5	8	0	5	1	11
35	山口県	8	4	5	4	1	1	1	7
36	徳島県	8	0	0	1	0	1	0	6
37	香川県	5	1	2	2	0	2	0	7
38	愛媛県	4	1	2	1	0	4	1	5
39	高知県	3	0	2	1	0	4	0	5
40	福岡県	9	1	3	7	4	0	0	9
41	佐賀県	2	1	1	1	0	0	1	1
42	長崎県	8	4	5	8	2	0	1	7
43	熊本県	4	2	2	7	0	1	2	9
44	大分県	6	4	1	7	1	0	1	6
45	宮崎県	4	2	0	2	1	2	0	3
46	鹿児島県	8	7	0	5	1	1	1	11
47	沖縄県	7	4	0	3	6	0	0	9
48	札幌市	2	1	1	2	0	3	0	3
49	仙台市	2	0	0	4	0	6	0	5
50	さいたま市	1	0	0	2	0	0	1	5
51	千葉市	1	0	0	0	0	1	0	0
52	横浜市	3	0	0	2	0	2	0	4
53	川崎市	1	0	0	0	0	2	0	1
54	名古屋市	2	0	1	3	0	0	0	2
55	京都市	0	3	0	2	0	5	0	3
56	大阪市	2	1	0	1	0	21	0	6
57	神戸市	1	0	1	3	0	14	0	6
58	広島市	3	0	1	2	0	0	0	4
59	北九州市	0	4	1	5	0	1	0	1
60	福岡市	2	0	0	1	0	2	0	1
	合計	282	132	88	265	29	308	18	446

7 平成15年度更生・育成医療の実施状況

都道府県

実施主体	更生医療		育成医療	
	実人員	公費負担額	実人員	公費負担額
	人	千円	人	千円
1 北海道	2,360	253,085	1,216	121,155
2 青森	2,645	285,356	470	51,118
3 岩手	382	70,575	411	40,198
4 宮城	2,449	301,636	615	39,741
5 秋田	712	105,734	240	17,145
6 山形	1,533	221,784	424	30,894
7 福島	853	113,799	629	37,433
8 茨城	400	72,015	654	72,718
9 栃木	3,506	290,850	1,294	115,379
10 群馬	695	128,969	405	39,726
11 埼玉	1,601	286,770	1,972	183,750
12 千葉	1,130	254,952	1,594	155,862
13 東京都	2,544	409,638	3,059	287,091
14 神奈川県	322	52,888	877	81,848
15 新潟	4,061	329,690	964	74,082
16 富山	815	73,664	285	25,821
17 石川	2,521	258,455	323	32,235
18 福井	822	123,777	238	29,341
19 山梨	3,299	365,352	704	39,894
20 長野	1,173	216,381	844	79,164
21 岐阜	1,690	89,835	630	50,697
22 静岡県	1,524	194,418	1,081	111,580
23 愛知県	6,770	540,666	4,420	252,258
24 三重	1,303	145,654	1,112	84,380
25 滋賀	2,738	273,436	749	68,181
26 京都	4,064	463,640	784	50,167
27 大阪府	4,987	313,202	2,368	186,207
28 兵庫県	1,025	115,912	1,538	92,543
29 奈良	1,762	164,544	680	53,799
30 和歌山	1,373	146,031	464	31,177
31 鳥取	189	35,766	220	22,512
32 島根	286	41,370	399	29,038
33 岡山	2,231	204,592	340	28,221
34 広島	749	101,666	588	45,262
35 山口	4,208	380,739	838	59,970
36 徳島	640	72,624	504	31,904
37 香川	1,966	139,361	340	19,580
38 愛媛	2,659	313,641	275	30,097
39 高知	1,897	233,811	122	17,983
40 福岡	7,737	950,972	667	79,767
41 佐賀	3,005	334,427	399	30,079
42 長崎	5,112	413,249	583	49,416
43 熊本	7,594	697,688	572	46,782
44 大分	1,605	236,689	199	20,720
45 宮崎	4,143	433,057	1,146	93,148
46 鹿児島	3,042	343,738	1,906	55,341
47 沖縄	6,054	666,044	1,368	120,751

指定都市・中核市(別掲)

実施主体	更生医療		育成医療	
	実人員	公費負担額	実人員	公費負担額
	人	千円	人	千円
48 札幌	387	40,017	876	89,538
49 仙台	1,488	216,452	435	50,223
50 さいたま	257	42,228	571	38,948
51 千葉	291	63,394	342	34,907
52 横浜	299	72,982	1,197	107,439
53 川崎	108	57,073	413	54,730
54 名古屋	3,922	477,039	1,184	105,675
55 京都	7,841	849,495	1,299	110,936
56 大阪府	1,841	279,975	691	58,222
57 神戸	4,072	301,595	1,438	54,153
58 広島	1,521	149,859	443	43,257
59 北九州	5,215	399,405	194	19,553
60 福岡	4,124	526,644	485	67,538
61 旭川	772	71079	118	12,769
62 秋田	310	43,734	105	9,269
63 郡山	69	11,244	140	11,126
64 いわき	362	25,418	103	10,042
65 宇都宮	1,321	61,090	849	50,535
66 川越	103	18,832	178	8,989
67 船橋	185	34,524	121	11,153
68 須賀	45	7,194	174	14,285
69 相模原	76	18,384	175	17,101
70 新潟	1,311	107,814	325	23,348
71 富山	461	40,654	113	8,782
72 金沢	2,497	166,021	220	20,865
73 長野	190	23,034	97	10,209
74 岐阜	92	12,661	126	10,663
75 静岡	110	71,012	411	33,215
76 浜松	369	57,972	306	22,877
77 豊橋	474	48,725	323	13,242
78 豊田	536	45,757	314	17,340
79 岡崎	408	42,417	274	118,975
80 堺	1,596	89,882	525	42,012
81 高槻	495	43,208	167	13,251
82 姫路	91	11,956	109	8,864
83 奈良	358	36,853	242	16,564
84 和歌山	6,585	118,182	620	16,189
85 岡山	1,109	162,288	316	24,909
86 倉敷	786	92,423	156	17,214
87 福山	167	24,215	160	12,102
88 高松	827	52,268	199	13,489
89 松山	911	67,587	193	16,168
90 高知	1,082	215,653	111	10,397
91 長崎	1,035	135,077	217	14,327
92 熊本	3,440	342,000	389	27,299
93 大分	353	64,290	128	12,512
94 宮崎	1,480	127,955	184	16,218
95 鹿児島	5,770	121,292	267	30,794
合計	181,318	18,350,995	59,533	4,868,368

資料：精神保健福祉課作成（「福祉行政報告例」より）

8 精神保健福祉全国大会の開催状況

第1回 (昭和28年)	東京都	第28回 (昭和55年)	神奈川県
第2回 (昭和29年)	"	第29回 (昭和56年)	福岡県
第3回 (昭和30年)	"	第30回 (昭和57年)	北海道
第4回 (昭和31年)	"	第31回 (昭和58年)	静岡県
第5回 (昭和32年)	"	第32回 (昭和59年)	新潟県
第6回 (昭和33年)	"	第33回 (昭和60年)	広島県
第7回 (昭和34年)	"	第34回 (昭和61年)	青森県
第8回 (昭和35年)	"	第35回 (昭和62年)	京都府
第9回 (昭和36年)	大阪府	第36回 (昭和63年)	茨城県
第10回 (昭和37年)	神奈川県	第37回 (平成元年)	宮崎県
第11回 (昭和38年)	福岡県	第38回 (平成2年)	北海道
第12回 (昭和39年)	宮城県	第39回 (平成3年)	高知県
第13回 (昭和40年)	愛知県	第40回 (平成4年)	神奈川県
第14回 (昭和41年)	北海道	第41回 (平成5年)	大阪府
第15回 (昭和42年)	東京都	第42回 (平成6年)	岡山県
第16回 (昭和43年)	兵庫県	第43回 (平成7年)	岩手県
第17回 (昭和44年)	広島県	第44回 (平成8年)	岐阜県
第18回 (昭和45年)	新潟県	第45回 (平成9年)	佐賀県
第19回 (昭和46年)	愛媛県	第46回 (平成10年)	新潟県
第20回 (昭和47年)	熊本県	第47回 (平成11年)	三重県
第21回 (昭和48年)	石川県	第48回 (平成12年)	鹿児島県
第22回 (昭和49年)	東京都	第49回 (平成13年)	長野県
第23回 (昭和50年)	福島県	第50回 (平成14年)	東京都
第24回 (昭和51年)	北海道	第51回 (平成15年)	兵庫県
第25回 (昭和52年)	島根県	第52回 (平成16年)	長崎県
第26回 (昭和53年)	香川県	第53回 (平成17年)	岩手県
第27回 (昭和54年)	大阪府		(予定)